

平成27年第1回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 7 年 3 月 2 0 日（金曜日）

議 事 日 程（第5号）

- 第1 議案第60号 平成27年度四万十町一般会計予算
- 第2 議案第61号 平成27年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算
- 第3 議案第62号 平成27年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算
- 第4 議案第63号 平成27年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算
- 第5 議案第64号 平成27年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算
- 第6 議案第65号 平成27年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第7 議案第66号 平成27年度四万十町介護保険事業特別会計予算
- 第8 議案第67号 平成27年度四万十町簡易水道事業特別会計予算
- 第9 議案第68号 平成27年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第10 議案第69号 平成27年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算
- 第11 議案第70号 平成27年度四万十町下水道事業特別会計予算
- 第12 議案第71号 平成27年度四万十町水道事業会計予算
- 第13 発議第2号 地方創生調査特別委員会設置に関する決議
- 第14 発委第1号 四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第15 陳情第27-5号 高知県全域の過疎化改善に資する陳情
- 第16 陳情第27-21号 人口減少の抜本的対策を求める陳情書
- 第17 陳情第27-2号 中学、高校生等の議会見学必修化を求める陳情
- 第18 陳情第27-7号 家庭内暴力追放のガバナンスに資する陳情
- 第19 陳情第27-8号 中、高校児童の図画等の学習指導方法の工夫による創造力活性化
に資する陳情
- 第20 陳情第27-9号 中、高校生の創造的能力活性等、全体的学力向上等に資する陳情
- 第21 陳情第27-10号 中、高校生児童の図工作等の学習指導方法の工夫による創造力活
性化に資する陳情
- 第22 陳情第27-14号 老人介護施設等職員の幸福に資する陳情
- 第23 陳情第27-15号 高齢者の認知症予防等に資する陳情

- 第24 陳情第27-3号 高知県山間地域の水資源振興に資する陳情
- 第25 陳情第27-4号 地産他消、東南アジア市場開拓を志向、職員の海外研修派遣を求める陳情
- 第26 陳情第27-6号 県外からの画期的収益獲得、地域全体の経済活性化、稼げる地方自治体に資する陳情
- 第27 発委第2号 「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書
- 第28 発委第3号 「公契約条例の制定」を求める意見書
- 第29 発委第4号 合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書
- 第30 発委第5号 政府による米価対策を求める意見書
- 第31 発委第6号 農協改革など、「農業改革」に関する意見書
- 第32 発委第7号 TPP交渉に関する意見書
- 第33 議員派遣の件
- 第34 閉会中の継続審査・調査の申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第34まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（17名）

1番	橋本章央君	2番	林健三君
3番	古谷幹夫君	4番	緒方正綱君
6番	下元真之君	7番	岩井優之介君
8番	水間淳一君	9番	吉村アツ子君
10番	味元和義君	11番	下元昇君
12番	堀本伸一君	13番	槇野章君
14番	武田秀義君	15番	中屋康君
16番	西原真衣君	17番	酒井祥成君
18番	橋本保君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（1名）

5 番 岡 峯 久 雄 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
会 計 管 理 者	左 脇 淳 君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋 口 寛 君
危機管理課長	野 村 和 弘 君	企 画 課 長	敷 地 敬 介 君
農林水産課長	熊 谷 敏 郎 君	商工観光課長	植 村 有 三 君
税 務 課 長	永 尾 一 雄 君	町民環境課長	山 脇 一 生 君
建 設 課 長	佐 竹 一 夫 君	健康福祉課長	市 川 敏 英 君
上下水道課長	高 橋 一 夫 君	教 育 委 員 長	谷 脇 健 司 君
教育次長兼学校教育課長	岡 澄 子 君	生涯学習課長	宮 地 正 人 君
農業委員会事務局長	西 谷 久 美 君	代表監査委員	中 岡 全 君
総務課財政班長	大 元 学 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	下 藤 広 美 君	町民生活課長兼国保大正診療所事務長	永 尾 ゆ み 君
-----------	-----------	-------------------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	仲 治 幸 君	町民生活課長兼国保十和診療所事務長	林 久 志 君
-----------	---------	-------------------	---------

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事 務 局 職 員 出 席 者

議会事務局長	田 辺 卓 君	次 長	武 田 枝 里 君
書 記	吉 村 愛 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時30分 開議

○議長（橋本保君） それでは皆さん、改めましておはようございます。

ただいまより平成27年第1回四万十町議会定例会第10日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に5番岡峯久雄君から欠席届があっております。

報告を終わります。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第1 議案第60号平成27年度四万十町一般会計予算を議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議席番号を教えてください。

（7番岩井優之介君「7番」と呼ぶ）

7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 当初予算の概要から質問いたします。

まず初めに54ページの上、国土調査事業。秋丸、天ノ川地区の予算が載っておりますけれども、28年以降についての予算が入っておりませんけれども、これはどうしてでしょうか。

それから60ページの上段です。24時間電話健康相談事業。これは大変潜在的要望の強い事業ではないかと思っております。もう少しイメージを町民にもお示ししていただきたいなと思っております。

それから64ページの下段、四万十町雇用創出事業。この中で、64ページ下段。四万十町雇用創出事業。若者雇用支援事業、940万円でしょうか、大変いい事業だと思っておりますが、もう少し支援の内容と言いますか、これについての説明をお願いしたい。

続きまして71ページ、燃料タンク対策事業。これは津波想定しての対応ですが、これは主に農業関係の重油タンクだと思っておりますが。当事者寄りの補助金のほうが大半ではないかと思っておりますけれども、その考え方と、漁業のこの種の燃料タンクと言いますか、こういうことについての対応はないでしょうか。ついでですけども、お答えください。

それから73ページの下段、四万十のうまい豚プロジェクト事業。これは町長の公約の事業かと思いますが、事業主体の農事組合法人四国デュロックファームですか、これはどこにあるんでしょうか。また、これから開発する事業のほうに見受けられますけれども、実際はどうか。計画の過程についてお尋ねをいたします。

それから84ページの大正観光物産センター、これは土佐大正駅です。耐震改修工事は、耐震化とトイレの改修というふうになっております。これを改修されて、来年度の改修も続いてあるように見受けられますけれども、これの、どういうふうなイメージを抱いたらいいでしょうか。この大正観光物産センターというふうなイメージから、町民が見て、どういうふうにイメージを抱いたらいいでしょうか、その点についての説明をお願いしたいと思います。

それから、あと四点ほどありますが、すみません。87ページの上、生活環境整備事業。この事業は大変住民からのニーズの高い事業だと私は思っております。28年以降の計画があるのかということでございます。

それから97ページの公営住宅改修事業。現在、北琴平第1団地の改修をやっておりますけれども、その下にあります、続いて琴平住宅の改修の予定についてお聞きをいたします。

それから106ページの下段、四万十町夏季大学開催事業。去年は未実施で、今年から時代のニーズに合った新たな視点で取り組むようですが、これまでの夏季大学をどう反省して、どういう方向で取り組むのか、お尋ねをいたします。

それから108ページの下段、学校給食放射能測定事業。昨年7月から、毎月1週間分の給食を専門業者に委託して測定しているとありますが、専門業者とはどこか。1週間分の給食をどういうシステムで調査を行っているのか、シミュレーションをお示してください。結果の報告は問題はなかったのか、あるいは精度は保障されているのか、併せてお尋ねいたします。

最後に109ページの上段、学校給食調理業務委託事業の委託先、四万十食材管理協同組合となっておりますが、26年度事業、法人設立して委託を行っております。改めてこの四万十食材管理協同組合についての概要の説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） それでは建設課に絡むご質問について、最初に説明させてい

いただきます。

まず54ページでしたか、国土調査事業ですが、国土調査事業、長年やっておりますが、まだ予定ではかなりまだ年数かかるということでやっております。ただ、ここの書いておるがで、次年度、27年度の金額は入っておりますが、28年度入ってない。この以降はどうなっておるかというご質問だと思いますが、当然のことながら28年度以降も事業としては継続的にやっていきますが、ちょっと記入漏れということで、すみません。

(7番岩井優之介君「はい」と呼ぶ)

それと、87ページでしたか、生活環境整備事業についてのご質問でした。

28年以降の計画はというご質問ですが、今のところ、ずっと24年から始めまして、継続的にやってきておるわけですが、なかなか地元的には非常に優遇の利く事業ということで、特に一軒家対策。一軒家しかなくて、町道にもなれんというような道路の舗装なんかについては非常に好評を博しておる事業です。今のところ、27年度には一応1,000万円の予算を大正・十和・窪川で計上しておりますが、28年以降につきましてはちょっと一回見直しをさせていただくつもりをしておりますので、まだ継続になるのか、そこで打ち切るのかについては、今年1年やってみまして、また判断させていただきます。

それと97ページですか、琴平住宅の建て替え、改修事業ですが、下段にある住宅のご質問やったと思います。

今、上段にあるのは公営住宅で、公営住宅法にのっとった国の補助金で建て替え事業を進めております。下段については町の単独住宅となっておりますもので、今のところ上段、公営住宅の建て替え事業と並行して、また下段の古い分についてもこれから先、建て替えについての検討はさせていただきます。

以上です。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） お答えをしたいと思います。

60ページの、24時間電話相談事業でございます。これはその目的のとおり、24時間年中無休で医療・介護などの相談を受けれるということでございます。

その内容は、ほんならどうなのかということでございますが、大きく四つぐらいに考えていまして、健康相談・医療相談・介護相談・育児相談というようなことで行こうかなと考えております。健康相談においては、日常生活で気になる体調不良、そういうものについて、健康の保持・推進するために、一般的な体についての、健康についての相談を受け

付けるというようなことでございまして、調子が悪いとき、どのような病気が考えられるか、どんな注意が家庭でできるか、どんな薬を飲めばいいかというようなことを専門のヘルスカウンセラーなんかのアドバイスを受けれるというようなサービスとなります。

医療相談でございますが、医療に関する相談が高度化・多様化している中で、医師・看護師などが、24時間年中無休で相談を受けれるということでございまして、病気に関する詳しい説明、治療検査についての、最新の治療法についてなんかの説明をしていただけると。これは医師、看護師などが関わって、アドバイスをするというようなことになろうかと思えます。

それから介護相談です。介護を必要とする方でございますが、昨日の一般質問でもありましたように、介護を受ける方も、介護をされる方も想像以上の負担が掛かってくるということで、施設介護、在宅介護、通所介護などの利用について、その在り方についてもケアマネージャーの有資格者がアドバイスをするというような相談事業となります。

それから育児相談でございますが、妊婦、母子保健、育児、家族計画などの相談に保健師、助産師、看護師、産婦人科・小児科の医師などがアドバイスをするということで、少子化の核家族が進む現在の中で、小さなお子様を抱えた両親や、これからお母さんとなる女性にとってのホットラインというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 商工観光課長植村有三君。

○商工観光課長（植村有三君） 商工関係の分のご質問にお答えさせていただきます。

資料のほうは64ページになります。四万十町雇用創出事業のうち、若者雇用支援事業についてのご質問でしたが、この創出事業につきましては、町内の企業が創意工夫をもって事業展開していく。その中で継続性の高い雇用、また、地域経済の発展及び若者の定住につながる事業を支援していこうというもので、今回ご質問いただきました若者雇用支援事業につきましては、法人等が町内で就職先を求める大学生、新卒者になりますけど、卒業日の翌年度の初日、4月1日から雇用することに対して、人件費を支援していくものです。最大15万円の6か月分、一人当たり支援させていただくようになっております。そして、翌年度以降、継続して若者が雇用継続された場合に、一人当たり50万円の支援をしていくという形になっております。こういう事業を用いまして、少しでも若い方々がこの地域で残っていただいて仕事に就けるようにという狙いでやっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 資料のほう、71ページの上段、燃料タンク対策事業についてお答え申し上げます。

まず、事業実施主体のほうは四万十農協でございます。これは概要書いておりますように、地震の2次被害を防ぐためへの対応策でございます。タンクを削除するものと、整備をするものでございます。整備につきましては防油堤の設置とか、流出防止装置のタンクを整備するというような内容になっております。

それで、実施主体は農協ということになっておりますが、対象者はボイラーを有する農家ということになっておりまして、この場合、県、そして町の補助金、その分を今回の予算のほうに計上させていただいておりますが、残りはJAのほうが負担ということになりますが、一定額受益者と言いましょうか、園芸農家からいただいて、農協のほうも出すというふうに聞いております。

それで、年間30件あたりを目標に順次行っていきたいと。ちょっと全体の総数、資料持ってきてなかったんで、全体の総数は、たくさんあるということで、年間30件ずつぐらい対策をしていくということです。

それで、続きまして73ページの下段、四万十のうまい豚プロジェクト事業というものでございます。

まずお尋ねの農事組合法人四国デュロックファームというのはどこにあるのかということで、これは東又地区の八千数に本社がございます。

内容を簡単に申し上げますと、四万十町は県内有数の養豚の、県内一です、の飼育頭数を誇っておりまして、県内では2万7,000頭があるわけですが、そのうち四万十町では1万7,000頭が飼育されているようでございます。5戸の養豚農家が集まって養豚協会なるものをつくっているわけですが、ブランド化なりを図っているところでございます。米豚とか麦豚とかご承知のとおりであろうと思います。

その中で今回の取組といたしましては、ブランド化を図るという意味もありますが、全体計画等というところに平成27年度の事業内容を記しておりますが、書いてないですね、ごめんなさい。内容といたしましては、四万十町の大奈路、本町大奈路に加工場と直販所を整備する予定でございます。これは精肉販売をするとともに、高産歴、言うたら年が行った豚と、そういうもの、それとか等外品の豚肉を加工品として商品開発を行うことによって、そういったものも売り出していこうという、まず地元への加工所、そして直販所と

いうことになってます。それと共に、高知市内へも売り込みを図ろうということで、直営飲食店、バルというふうに、立ち飲み屋と言うたらいいでしょうか、そういう形式での予定であります、そういう先ほどの加工品を使って、高知市内に飲食店などを出そうということでありまして、先ほど申し上げましたように、5戸の養豚農家があるわけですので、等外の豚のお肉もあるわけですので、そういったものを活用して、今後は四万十町の養豚全体の底上げを図りたいということで、この事業に取り組むものでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 大正地域振興局長下藤広美君。

○大正地域振興局長兼地域振興課長（下藤広美君） それでは私のほうから、84ページ上段の大正観光物産センターの耐震改修事業につきまして、改修後のイメージというご質問であったかと思えます。

この大正観光物産センターでございますけれども、昨日、四万十町の観光物産センターの設置条例の一部の改正ということで可決されましたところでございます。JR大正駅とも一緒になっておりますけれども、昭和49年、予土線が開通当初にこの建物が設置されておまして、その後、平成元年ぐらいですか。

（「何ページですか」と呼ぶ者あり）

118ページに外観の写真とかがございますけれども、こういった木調の施設としてリニューアルをしております、レトロ的な施設になっておまして、観光客等も写真等も撮りながら、目玉商品と言いますか、目玉の施設というふうにもなっております。耐震診断を平成26年度、今年度行っておりまして、耐震改修の必要性があります。それで、今回の27年度への計画、28年度計画というふうになっております。

特に当時は、切符の販売、それから地場産品でありますシイタケとかお茶とかといったものを販売をしておりました。商工会の事務所としても活用しつつ、そこでの管理等も行っておりました。現在は切符の販売のみということで、北幡観光さんのほうに委託をお願いしているような状況でございますけれども、2年ぐらい前から、大正地域の商店街の活性化の一環として、ここのJR大正駅をにぎわいのある拠点づくりという構想もございまして、耐震改修と併せて利用客の安全対策を図るという意味で改修をするものでございます。27年度は、その中で118ページの下段にありますトイレの改修を計画をしているところでございます。

以上です。

(16番西原眞衣君「すみません、すみません」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） 休憩します。

午前9時53分 休憩

午前9時54分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。

生涯学習課長宮地正人君。

○生涯学習課長（宮地正人君） 106ページ、四万十町夏季大学開催事業について、ご質問では、これまでの反省と今後の取組についてだというふうに思います。

夏季大学事業につきましては、町民の学習機会の向上を図り、豊かな社会づくりを推進するため、著名人等の講師を呼びまして平成25年度まで実施してきました。ちなみに、過去を振り返ってみますと、平成24年度が内藤大助さんで、経費が120万円で、入場者が260人。平成25年度が島田洋七さんで、経費が117万円で、入場者が215人でした。経費に対して効果が低いということで、平成26年度については中止し、平成27年度に向け検討をまいりました。

本年度の計画といたしましては、書いてますように、一つは、最新の時代のニーズに応じた講演会。二つ目が、本物に会える後援会。三つ目が、本町で活躍及び四万十町出身で活躍している人たちを呼んでのコンサートの実施という計画をしています。この中から今予定しておりますのが、一つは、9月8日ですけれども、尾崎高知県知事をお招きしまして、四万十高校、窪川高校生徒との疑似議会、そして最新の、議会でもご質問もたくさんありましたけれども、地方創生への取組、こういったことを講演してもらう予定にしております。あくまでもまだ予定ですけれども、そういった形を一つやってみたい。

そして二つ目に、本物に会える講演ということで、昨年、四万十町にも講演でいらっしやりましたけれども、第39回報知映画賞の作品賞を受賞しました「0.5ミリ」の映画監督の作家・写真家としてマルチに活躍されてます安藤桃子さん。今、出産で、高知市で子育て中ということなんですけれども、こういった非常に全国でも今活躍されてる本物の方を呼んでみたいなという、あくまでもまだ計画です。

また、三つ目としては地元の方、地元出身の非常に活躍されている方。例えば中岡委員長さんの息子さんなんかもピアノのコンサート、非常に素晴らしくて、町民の皆さんに聴かせてあげたいというようなこともありますので、そういったことを取り組んでみたいと

考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長兼学校教育課長（岡澄子君） 学校給食放射能測定事業でございますが、委託先は株式会社日本食品エコロジー研究所と申しまして、神戸にある会社になっております。

1週間分の食材ということですが、それぞれ三つの給食センターで、期間を決めまして、1週間分の全て、使用する、米と牛乳は除きますけれども、そのほかの食材を冷凍保存をし、その冷凍のままで会社のほうに送りまして、それで検査をしていただくという方法を取っております。

今まで、結果としましては、昨年7月以降は測定はされておられません。

精度につきましては、ゲルマニウム半導体を使った正確な測定をしていただいておりますので、こちらについては精度は保証できるものと考えております。

続きまして、学校給食調理業務委託事業の事業者の概要ということでございますが、四万十食材管理協同組合につきましては、主に学校給食センターの食材を納入をしていただいております市場のそういう任意の組合がございまして、その方々にこちらから依頼した形にはなりますけれども、是非委託を受けていただきたいということで設立をいただいた法人となっております。主に町内の各個人業者の方で組合を設立していただいて、現在行っているところなんです。

以上です。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 先ほど説明をさせていただきました燃料タンク対策事業、71ページの上段でございますが、先ほど私、年間30件ということで、下の全体計画の中では31件実施予定ということで書いてありますが、正式には上の本年度事業の概要の中のタンク整備15件ということでお願いします。

それともう一つ、漁協に対する、漁協と言いましょうか、漁業の燃油タンクの対策はないのかというご質問の分が抜かっておりました。これは予算書のほうの113ページになりますが、113ページの水産業振興費という中に、19節の中で四万十町水産業振興事業費補助金550万円があるわけですが、このうちの200万円が燃油タンク減災対策事業というものが含まれておりまして、これ、全て、これは志和の燃油タンクを撤去する事業でございます。

す。県が70%、町が30%ということで、これで対策を、今年度については志和の対策を行うということでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 大体分かりました。

あと一点。24時間電話健康相談事業ですけども、先ほど課長の答弁を見ますと、計画的な、少し緩やかなイメージがあるんですけども、何か24時間電話健康相談いうたら、何か切迫したような感じのイメージを受けるんですけども、こういう緊急なときにも、例えば突然夜中に具合が悪くなったときに電話してもオッケーなんでしょうか。そういうふうに受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） 正にそのとおりです。実際的には24時間、土曜、日曜も含めまして、やはり四万十町は642.09km<sup>2</sup>、大変広うございます。淡路島より広いという中で、医療がどこまで通用していくのかなということも、これを始めるについては考えてみました。

地域医療と、医療ということではないですよ、相談ですので。ただ、専門医、それから専門の保健師、看護師等々が対応しますので、一定聞き取りをしたときにどうであるかと。今日、今すぐにどうせないかんか、もしくはこれが明日でもいいのか。もし緊急性がある場合には、その本人の同意を得て消防にも連絡が、転送ができるという仕組みも考えております。そのようなことで、安心・安全な地域の中で、特に、後に出ましたけど、子育てなんかでも、核家族が進む中では不安なことがたくさんあって、妊婦さんでも今、おなかが痛うなった。これ、今どうじゃおかと。そういうときでも即座に対応がいただけるというふうに考えてますので、相談ではありますけども、大変重要な案件ではないかというふうに考えております。

（7番岩井優之介君「分かりました。終わります」と呼ぶ）

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 概要の中から三点質問をさせていただきます。

まず一点目は、58ページの下段でございます。安心子育て応援事業ということで出ておりますけれども、本事業の概要ということで、「多子世帯又は18歳未満の子育て支援として、商品券又は図書券等を給付する」というふうに書かれております。上の給付金事業と

の関連もあるのかもしれませんが、これではどのような範囲に、どれくらいのことを給付するのかということがいまいよく分かりません。そこら辺を詳しく説明をしていただきたいと思います。

二点目は、102ページの上段、学校教育課のICT機器導入事業ということでございます。これは随分前から十川の小学校で、絆プロジェクトを利用してICT機器の実証事業がなされてきたわけですが、今回は十川中学校で実証事業を行うと。また、ICTの利活用を図るということでございますが、小学校時代に十分に機械にも慣れ親しんできた子どもたちが中学校へ上がっているんだろーと思いますんで、今更まだうまく使いこなせるかどうかの利活用なのかなということで、ちょっとはてなが付いておりますが、どのような成果を出していきたいのか、そこら辺を詳しくちょっと説明をしていただきたいと思います。

また、そこから下の後半のほうには、予算の最初の、初日の説明のときにも教育委員会の説明からありましたが、分かる授業、楽しい授業を実現をしていくために、安定的、そして計画的にこういったICTの情報機器の導入を進めていきたいんだということが述べられておりましたけれども、下の全体計画では28年度以降には予算が付いておりません。そこら辺がどういうふうになっていくのかなということを説明をしていただきたいと思います。

三点目は、108ページの上段、四万十川桜マラソン開催事業でございます。目的の最後のほうに、「第7回大会より前夜祭を開催している」ということで書かれております。これ、12月の補正予算の中へ出てきた分であります。正に桜マラソン、来週の日曜日開催でありますけれども。この前夜祭の補正予算が出てきたときにも私、ランナーの皆さん、町外のランナーを200人とスタッフ50人、250人で前夜祭を行うんだというような予算だったと思います。同じような計画なのかどうか。随分と前夜祭の人数を集めるのに苦労しているというような話も聞きましたが、参考のために、そこら辺がどのような状況でこの予算を出してきているのか。この三点をお伺いいたします。

○議長（橋本保君） 町民環境課長山脇一生君。

○町民環境課長（山脇一生君） 58ページ下段の安心子育て応援事業について説明させていただきます。

これにつきましては地方創生先行型の事業として、国が新たに今年度創設した事業でございますが、それを県が受けまして、26年度補正予算で予算付けをして、27年度において

市町村に配分がされるものを利用しております。

給付の範囲ということでございますが、もっとも、配分について、どのようにするかといった形の中で、町民環境課の中でもこの予算要求をした後に協議をしてまいりました。その結果で、児童手当の受給者、その方について交付するっていうのが一番ベターではないのかなというふうに今、考えているところです。

それと、給付額でございますが、一人当たり1,500円を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長兼学校教育課長（岡澄子君） ICT機器導入事業につきまして、中学校での成果をどのようなところに求めるのかというご質問だったと思います。

小学校では、これ、学習指導要領においてICT機器の活用というところもございまして、小学校では文字の入力とか基本的操作、情報モラルを身に付けて、情報手段を適切に活用できるようにするための学習活動を充実ということで、現在十川小学校で行っております中でも、文章の編集でありますとか、図表を作成したりというふうな調べ学習とかにも活用しております。そういうところで、機器を活用する能力というのはだんだんについてきておると考えておるところです。

中学校におきましては、「情報モラルを身に付け、コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実する」というふうに学習指導要領には定められておりまして、小学校でつきましたそういう基本的な操作の知識をさらに深めていく。そして課題を解決するために、自分で情報を入手して、その情報を、必要なものを選ぶというふうな、社会に出て、情報社会に現在なっておりますので、その中で生きていくためのそういう情報活用能力も付けるという学習。具体的にちょっとどういうものになるかというのは、自分でもはっきりとこういう形ですというのはお答えできんわけですが、ICTを使って情報の処理とか、そういう工夫であるとか、伝わりやすいように表現する、そういうものを子どもたち同士でも、お互いに身に付けていくというところになろうかと思います。

それで、今後28年度以降に予算が計上されておらないというところでございますが、こちら、27年度は十川中学校へもリースで導入いたしますので、27年度から5年間となっております。当然ここには5年間の、同じ253万2,000円は基本的には入る数字ではござい

すが、28年度以降で教育委員会といたしましては、まずは小学校のほうに、十川小学校と同じ状況の機器を導入したいというふうに考えておるところです。ただ、全体でいきますと2億円ぐらいの経費が必要になってまいりますので、そちらをもう少し精査して、現在十川小学校では3年生以上にタブレットパソコンの導入をしておりますが、そのあたりの、学年をどの学年で導入するとか、十川小学校で徐々に3年生からやっておることによって、積み重ねは、当然6年生になったときの成果は出ておりますけれども、なかなか経費的な面もございますので、28年度に再度精査をして、四万十町としてどういう部分で導入していくかということを検討して、その後、28年度予算には可能であれば計上させていただきたいと考えておるところです。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長宮地正人君。

○生涯学習課長（宮地正人君） 108ページの四万十川桜マラソンです。

まず、ご質問のありました、今年の28、29日に行われます桜マラソン。28日の前夜祭ですけれども、議員さんのおっしゃったとおり、2月の終わり現在では非常に、前夜祭の希望というのが40人ぐらいしかおりませんでした。これではいけないということで、再度文書も出して、3月10日までもう一度募集を募った経過があります。その結果としては、ランナーと家族入れまして約100名、実行委員さんも入れますと、関係者、そういったものを入れますと大体150名ぐらいで今年は実施したいなと考えているところでございます。

平成27年度の予算としましては、現状としては、今年もまだ終わってませんので、予算的には同額で組ませていただいておりますけれども、28日の前夜祭、そして29日の本番での選手の皆さんにも直接意見も聞いた上で、今後、来年度については精査、反省もした中で、前夜祭については方向性、どういうやり方をするかというのを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 答弁をいただきました。

まず58ページの下段のところについては、児童手当の受給者に1,500円ぐらいの給付をしていきたいということでしたが、児童手当の受給者がどれくらいいらっしゃるのか、教えていただきたいと思います。

そして、1,500円の内容は、商品券にするのか、図書券にするのかというのはどういうふうに考えていくのか。そこも教えていただきたいと思います。

二点目の、102ページの上段ですが、やっぱりICTの機器の利活用というところでは随分充実してきているんだろうと、慣れてきているんだろうと思いますんで、ほかの、全国で、市町村単位で、大きく、全校生徒に、1人に1台ずつのこういうICT機器を入れた実証的なことをやっているところの報告では、基礎的学力の補填ということに、基礎的な学力が不足しているところを補い、埋めていくことにこのICT機器を利用していくことに、すごくこれが最適なんだという報告がほうぼうで見られるんです。そういった基礎的学力を補填をしてくという視点でも成果が出ていると思いますんで、そういったところも力を入れて取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

ほんで、あとは、やはり親御さんたちが、情報モラルの問題。今回も一般質問等でも随分出てきましたんで、そこを四万十町式の、言うたら情報モラルの勉強のさせ方みたいなものをしっかりと確立をして、ICTの成長ぶりっていうのはびっくりするほど進んでいてますんで、四万十町では情報モラルについては、こういう四万十町方式でしっかりと教育をしていくんだといったものをつくっていただきたいというふうに思います。そこら辺の答弁がありましたら、もう一遍お願いしたいと思います。

三点目の桜マラソンについては、今の課長からのご報告をいただきますと、やはりこの前夜祭はランナーの視点に立った企画ではなかったのではないかなというふうに思わざるを得ないなというふうに思います。ランナーはやはり随分手前から体調の管理をしながら乗り込んできますんで、今回の前夜祭は、土佐流の飲み放題、食い放題のおもてなしというような感覚がやっぱり強かったのではないかなというふうに思いました。そこら辺が、町内ランナーと町外ランナーの申込数がどれぐらいになっているのか、もう一遍しっかりと聞きたいと思いますし、あと、おもてなしの内容が、1時間の前夜祭の間にアトラクションとして太鼓があったり、よさこい踊りがあったりということで、ろくにその1時間の中で交流もできないのではないかという声が町内ランナーの中からも随分と上がってありましたんで、そこら辺の内容精査についてもお伺いをしたいと思います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長山脇一生君。

○町民環境課長（山脇一生君） お答えさせていただきます。

安心子育て応援事業でございますが、児童手当の受給者は1,544人となっております。それから商品券にするのか、図書券にするのかといったお尋ねでございましたが、四万十町商工会の発行する地域通貨券、商品券を、これを交付するということで、地域消費型にもつなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長兼学校教育課長（岡澄子君） 情報モラルという、一般質問でもお答えしたところですが、本当になかなか学校独自だけでも難しいところもあります。ご家庭の協力も得ながらということはもちろん大切ですが、学校でいかに子どもたちがしっかりとそのことを認識できるというところを教えていけるかということは大変重要なことだと思います。その面で、いろいろ国とか県のリーフレット等もございますけれども、そういう中で、特に重要なところを、四万十町としてはここは絶対やっていこうというところをまた検討もして、専門的なところもご相談をしながら、そういうところはきっちりと。やっぱり情報機器を使う上で一番大事なのはそこやというふうに考えておりますので、そこはできる方向で検討いたしたいと思います。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長宮地正人君。

○生涯学習課長（宮地正人君） 桜マラソンの町内と町外については、ちょっと今調べてますので、後でご返事をさせていただきたいと思います。

桜マラソンの内容精査の部分ですけれども、桜マラソンの前夜祭、初めての取組ということで、今年は毎年やってますウルトラマラソンを参考に計画をさせていただいてます。議員さんおっしゃられるように、次の日にはランナーは走ることになりますので、1時間の中にこういった四万十太鼓とか窪川コーラスとか、そういったものを入れてます。これがハードなのかどうかということについては、やはり初めての取組でございますので、今回参加していただいた方も含めてご意見も聞いた上で精査をして、反省もしなければならぬと思いますので、初めての取組の中で意見を、やった後でまた意見を聞いてみたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 2番林健三君。

○2番（林健三君） 六点ほど質問させていただきます。

まず、資料のほうからいきます。48ページになります。下段になりますが、2款1項3目13節にあります、251万7,000円ということで出ております。四万十川の氾濫によって、公園の土砂が流出し、災害に強い整備を行うと書いてありますが、どういう方法でやるのか、それ、一点。

それから、52ページ開けてください。移住定住促進事業について。2款1項6目1節に

あります移住相談嘱託職員の報酬であります。それと、移住サポーターの報酬。174万3,000円と15万円です。について、どのようにこれを雇用していくのか。それからサポーター4名から15名と書いてますが、その内容。

それから54ページ開けてください。国土調査事業。先ほど質疑がありましたが、その中で、2款5項2目国土調査事業委託料1,200万円ぐらい出ておりますが、それについての、E工程の外部委託というて書いておりますが、これはどこに委託するのか。そして、一筆調査を多分やっていると思いますが、何組でやっているのか、お聞きします。

それから62ページを開けてください。旧環境美化センター解体撤去事業ですが、4款の2項2目の解体撤去で、15節にあります1億4,000万円。この下の欄には1億4,650万円となっておりますが、どういう形でやるのか。そしてダイオキシンの関係が出るとと思いますが、そのダイオキシンの処理はどうするのか。

それから65ページを開けてください。下段になりますが、6款1項3目19節にあります、町の持ち出し金、一般財源ですが、5,000万円を持ち出すようにしておりますが、どのように協力していくのか、その内容をお示してください。

そして76ページを開けてください。76ページの6款2項2目の関係ですが、27年度1,402万9,000円の関係です。と、それから下にありますシカ個体数調整事業。6款2項3目の関係です。840万円の関係ですが、どのような個体数で確認しているのか、それをお聞かせください。

○議長（橋本保君） 十和地域振興局長仲治幸君

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） まず概要書の48ページ下段、こいのぼり公園再生整備事業でございます。

このこいのぼり公園ですけれども、平成6年に造成をさせていただきまして、平成7年から活用しているところでございます。御存じのように、度々台風等増水によって土砂が流出をしている状況でございます。今回こういった対策取るのかっていうことで検討させていただきました。その中で、下流域へ土砂が入って水害を起こしている。環境にも良くないといった点が指摘をされているところでございます。

今回、専門的なところからもご意見をいただくっていうことで、治水とか生態系、景観、構造的なことも一緒に協議をしていただくという機関で、今回調査を入れて、根本的な対策を取りたいということで計上をさせていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 当初予算資料52ページ、移住定住促進事業の中での移住相談員と移住サポーターの報酬についてというご質問でした。

27年度におきましては、町の職員として専任の移住相談員2名を雇用したいと考えております。それと併せまして、移住サポーターとしまして地域の住民の方、15名の方を委嘱いたしまして、空き屋の調査事業に当たっていただきたいと考えております。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 54ページ、国土調査事業についてのご質問でした。

E工程の委託料の関係でしたが、現在も行っておりますように、E工程、一筆調査ですが、当然測量会社、また、現在、四万十町の森林組合のほうの外部委託をしております。そういう状況ですんで、また今年度も同じような状況になるんじゃないかと思っております。

そして、何組で行っておるかというお尋ねでしたが、ちょっと後でお答えさせていただきますと思いますので、すみません。

○議長（橋本保君） 町民環境課長山脇一生君。

○町民環境課長（山脇一生君） 62ページの旧環境美化センター解体撤去事業についてのご説明をさせていただきます。

総事業費としまして1億4,650万円を計上させていただいております。このうち解体撤去に係る分が1億4,040万円。それから、施工監理委託が610万円。これにつきましては、26年度の事業としまして、調査設計業務というのを発注しております。これが、発注が遅れたために、26年度の予算の中で繰越しをかけさせていただいております。ですので、実際の解体撤去工事費といったものについてはあくまでも概算で数字を上げらせていただいているところでございます。

新年度早々には成果品をいただいて、それにより算出された数値をもって入札をしていくということになろうと思います。ですので、この1億4,040万円という数字は若干余裕を見ている数字というふうにご理解いただきたいと思います。過去に、四万十町の施設と同程度の規模の解体撤去で9,000万円といったようなことを私のほうから答弁したこともございます。しかし近年、解体撤去についての事業費、物価変動等も含めて、年々上昇しているということもございますので、前の9,000万円という数字は上回ってくるというふうに考えておりますが、1億4,000万円まで要するのかどうかというのは、もう少しお待ち

ちいただきたいというふうにご理解いただきたいと思います。

調査設計業務の中でダイオキシンについても濃度測定をして、それに見合った処理のものが設計のほうにうたわれますので、それも含めて繰越事業の中で、新年度早々になろうと思いますが、調査結果を待って設計が組み上がるということになります。またそれに基づいた処理を行うということになると思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 資料のほうは65ページ下段、次世代施設園芸導入加速化支援事業でございます。

この事業は高知県知事の肝いりで、県のほうが本町の東又地区にオランダ型の先進的な技術を導入する、先進的なハウスを整備しているところでございます。3企業が参入予定ということで、うち町内企業が1社ございます。

それで、今回の予算につきましては、その町内業者1社に対しましての施設整備への補助となっております。

それで、町がどのように関わっていくのかというご質問もございました。これは、事業実施主体は次世代施設園芸コンソーシアムというふうに書いておりますが、協議会をつかって、いろいろな取組を協議しながら進めていくというものでございます。それで、当然、栽培する、実施する企業も入るわけなんです、ハウスの整備を行う会社とか、肥料屋さんとかいろいろと入って、その中に四万十町も入っております。

それで、この施設、バイオマスの燃料を使うということになっておりますので、そういった関連もございますので、町としてはそういう協議会の中で、またいろいろと検討の中で入っていきたいと思います。

それから、もう一点、76ページの上段、そして下段。上段は鳥獣害防止総合対策事業、そしてその下、シカ個体数調整事業でございます。これ、その隣の、75ページ下段の鳥獣被害対策事業と関連がありますので、一緒に説明させていただきます。

鳥獣被害対策につきましては、捕獲ということと、防止柵の設置、防止するということと、捕獲というふうに分かれております。その中で、75ページの下、鳥獣被害対策事業が主な事業となっております。これが基本の事業となっております、イノシシ、鹿、猿などを捕獲した場合報償金を出す。そして金網柵等を設置するというのが、これが基本となっております。ただし、猟期外の、つまり農業とか林業に被害がある、それを防ぐための対策とい

うことでございます。

そして、ご質問の76ページの上段、鳥獣害防止総合対策事業と言いますのは、先ほど説明いたしました鳥獣被害対策事業、この報償金、捕獲した場合の報償金に国のほうが上乗せして、8,000円です、イノシシと鹿、それぞれですが、これ、8,000円上乗せをするという事業になっております。

なお、下段、76ページの下、シカ個体数調整事業でございます。これは猟期中への支援でございます。猟期中でも、鹿というものは大変増えておりますので、個体数を調整すると、減らすという意味なんです、ということで、県の事業で、猟期中においても、鹿は捕獲したことに対して報償金を出そうという事業でございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 2番林健三君。

○2番（林健三君） 各課長から説明がありました。

まず最初に、十和のこいのぼり公園の関係ですが、課長が申すには、土砂を撤去するというような話じゃったと思いますが。これは課長、なんぼやってもいたちごっこじゃと思いますよ。あこの十和の住民から、局長も多分、十和の人間ですので御存じだと思いますが、去年の台風11月号に関連して、本当に水位があと30cmぐらいまでに迫ってたという話を住民から聞いていると思います。私も、町外の人間でさえそういう話をもらいましたよ、十和の住民から。

ですから、中州と言いますか、こいのぼり公園から土砂が流出して、中州が、たくさん今土砂が堆石しているわけですよ。そこを取らにや何もならんですよ。ほんでやることは分かってますけど、こいのぼり公園、景観条例もあります、かもしれません。そこへ僕は、前から言うように、コンクリーか何かで打って流さんようにせんと、なんぼこんな予算組んでも全然、いたちごっこいうてさっきも言うたように、そんな関係ですよ。ほんで、こういう金は無駄じゃと思いますよ。そういうもんが積み重なっていきや、ここへコンクリ打てるはずですので、そういう計画をせんと、いつまでたっても局長、いかんと思いますよ。よう聞いちゃってくださいよ。ということです。

それから、移住促進、定住の関係ですが、その内容はよく分かりましたが、その中で、私たち議会の中で地区懇をやりました。そのある住民から、昨年度は、26年度は20組の30人という移住促進があったようでございますが、地域に入っているいろんな問題。言うたら道刈りとか文化的な祭りとか、そんなもんは一切参加してくれないというような苦情もあ

るがですよ。ほんで、よっぽど移住する人間に対してはそういうものを徹底して、ここ、相談員に何人か、2名、町の職員が関わるようでございますので、そういうものを教えて定住してもらわんと、今日の高知新聞見ましたか、町長。宿毛の橋上の人間が、資金がないなったけん出ていくというような話も新聞ネタに出てますよ。やっぱりそういうこともよう考えて移住促進せんと、誰でもかれでもええというもんでもないと思いますよ。やっぱり地域入った以上は、祭りごととか道刈り、何にでも、そういうものを徹底してやってもらうような移住していただきたいと、私のこれは切なお願い。それから、住民からのそういう苦情もありました。ということです。

それから、国土調査でございますが、測量会社と森林組合へ委託するような話でしたが、これ、課長代わって、今、部署も変わったわけですが、建設課のほうへ国土調査ということになりましたが。

この中で、課長、ほんで、今、51.73%か、半分しかまだ出来てないんですよ、言うたら。ほんで、27年度が3.86km<sup>2</sup>、それから、2年目で5.16。今、天ノ川とかそこら辺やっているとありますが、今、ケーブルテレビで注目されているマルチコプターですか。だから、飛ばして、私は前から飛行機、大正時代は、十和、飛行機飛ばして国調やりました。今、ちょっと文明の利器があれして、マルチコプター言うて、いながら飛ばしてやれるような機械があるようです。撮影も何回か僕、見せてもろたけど、鮮明に写ってできるようなコプターですので、是非ともこの関係を僕は取り入れて国調をやる。あと、私が生きちゅううちに国調は済みますか、本当に。20年ぐらいかかるがやないですか。いちてんなんぼか一筆調査しよったら、3.86km<sup>2</sup>じゃいうて言うたら、本当わずかな面積ですよ。ですから、そういうマルチコプターなるものを使うてやるという手法もあると思いますので、その考えはないか、それをお聞きしたいと思います。

そして、環境美化センターの解体ですが、これについては解体した後の計画。そして、あこの地区には協力金を多分私は、間違っているかもしれんが、払っていたように思いますが、それをどうするかということです。

それから、次世代の施設園芸導入の関係ですが、今、課長のほうから説明がありました。が、3企業が入ってくると。町内企業も1社あるというような話がありました。その中で、一番、水耕ですよ、やるのは。ほんで水の関係をどうするのか。協議会で諮るとか言っておりましたが、水。

それから、町長には、この辺を言っておきたいと思いますが、昨日、11番議員からも住

宅の関係が出たと思います。13日でしたか、社長が訪ねてきました。委員会やりゆうときに、私のところへ。その中で、一番困っているのは住宅。住宅ですよ。ほんで、その社長が言うには、大正ぐらいまではかんです。十和になるとちょっと遠いから、ちょっと駄目じゃと。できりや学校の、休校の関係、その辺を利用してやるとか。それから、昨日、11番議員からもありましたように、教職の住宅が大正らにも空いてるわけですよ。今、通勤の教職が多うて空いてますので、そういうものを利用して住宅を確保していくと。本当に人は60人、70人雇うても、住宅がなかったら何にもなりませんよ、本当に。その辺もしっかりこの計画の中へ入れてやっていただきたい。ということです。

それから76ページの鳥獣害の関係は、課長のほうから捕獲と防止柵とかその話がありましたが、下の鹿の個体数ですわね。その辺の、言うたら私たち百姓、一般の人間、言うたら1次産業の関係です。農林ももちろんですけど。本当に作付けをすれば鹿に食べられる。今日の新聞へも少しそんなようなことを、中身の中へ書きちょっとと思います。鹿が本当に増えて田舎のほうでは、大正・十和ももちろんですけど、窪川のほうはちょっと桧生原の関係、あっちの辺がちょっと被害が出ているかもしれませんが、非常に多いということで、私たちも捕獲の奨励金に対しては本当に感謝しているわけですが、それに対して、捕獲したあれに対して、これは狩猟者から聞いたがですよ、税をかけると。かけて、税を取られると。確かに収益上げてますので、それはかけるのも当然かもしれませんが、この点について、町長、免税ということはできないんですか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（橋本保君） 最初に申し上げておきます。質疑は完結をお願いします。

十和地域振興局長仲治幸君。

○十和地域振興局長兼地域振興課長（仲治幸君） 説明資料48ページの下段、こいのぼり公園再生整備事業についてでございます。

先ほど議員さんご指摘をいただきました土砂流出の関係でございますけれども、それは地元の皆さんからも声が聞こえております。

昨年、1 t 撤去いたしました。が、その後にもまた同じように浸水したわけですが、その撤去したところについては過去の、現状の高さまでで今のところ止まっております。

今回の計画でございますけれども、先ほど言いましたけれども、出水時の流出を防備するための対策ということで、その基本となる、こういった対策を講じたらいいのか。コン

クリートでやりたいといっても、コンクリの厚さとかそういったもんも調査し、また下流域への環境面、そういったこともございます。また、新たに四万十町の文科的景観のこともございますので、そういったもの全てを網羅した調査をさせていただいた上で、どういった工法をやるのかっていうことを検討させていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（橋本保君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 町が移住を推進して今おりますが、この目的は各集落の活性化です。県外のほうから各集落へ来ていただいて、集落のために活躍していただければ目的は達成されるんですが、逆に集落で問題を起こすということになれば、逆効果になります。そこは、ほんで町のほうも重々承知しておりますので、町のほうが仲介をして集落へ入っていただく方については、徹底してそういう話をまずして、集落と引き合わせて、その上で入っていただくという形を取っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 国土調査事業のご質問でしたが、2番議員ご提言の航空機。過去には航空機使うて調査事業、かなりやったとは思われます。今のところまだうちについては、今現在やってる分につきましては、ちょっと制度化のこともありまして、航空機の使用は今考えておりません。

それと、マルチコプターではどうかというご提言もありましたが、その件につきましても、これからまたちょっと考えさせていただきたいと思いますが、制度に乗らんとなかなか補助にならんもんで、そういう難点はあります。

それから、あと20年とかいう話を先ほどされましたが、今現在、精いっぱいやりゆうわけですけど、地元協力員も今現在25人でしたか、25人体制で進めておって、取り組んでおりますが、なかなか今のペースで行くと2番議員ご指摘のとおり、20年は有にかかるといえる計画にはなりますが。どうしても境界ですんで、境界を、昔の記述式を緯度・経度で新たに定める関係がありまして、密な現地調査等が入ってきますんで、なかなか面積を一気に倍、3倍とか増やすわけには、今工程ぎりぎりですんで、現状、精いっぱいなところが現状です。

以上です。

○議長（橋本保君） 町民環境課長山脇一生君。

○町民環境課長（山脇一生君） 環境美化センターの跡地利用と、その協力金についてというご質問にお答えしたいと思います。

跡地利用につきましては、施設を撤去した後、一定法面緑化でありますとか、そういった形で景観の保全を図るということが一点でございます。

それから、その後の跡地としての利用ということで、町民環境課サイドとしましては、南海トラフ大地震が予想される段階において、火葬場業務、こういったことに対する資材の保管でありますとか、それからストックヤードとしての整備といったようなことを検討しているところでございますが、現段階としてかつちりどうするということにはなっておりません。今現在、行政財産でございます。町民環境課のほうで管理をしているわけですが、内部協議によりまして、一般財産としての管理ということに切り替わっていく可能性もございますので、そういったことについては今後内部で詰めていきたいというふうに考えております。

それから峰ノ上集落への協力金といったことにつきましては、やはり迷惑施設といったことでの協力金という形で町としては位置付けをしておりますので、解体撤去をした以上は協力金はなくなるというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 次世代施設園芸の水の対策はというご質問でございました。

確かに水は大切でございますので、この事業、実施主体はその企業になるわけなんです、県のほう、県知事の肝いりでということでもありますので、水については勅命を受けて県の農業振興センターですか、そちらのほうで井戸などの調査を行っております。それで、基本的に水は井戸水を使うということになっております。平成26年度、今年度ですが、何か所か井戸の調査。そして穴掘って、水があるかどうかという調査を行っておりますので、そのほうは県は必死になっておりますので、万全に対応するよう、またそういう協議会等でも話し合っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議員のお尋ねの住宅の確保ということでございますが、今、企画課長もちょっと申し上げましたが、基本的に県の管財課のほうに、払下げのできる施設に

については払下げの要望を出してます。私のほうにも、ちょうど県議会前に県の部長がちょっと来町したときに、知事のほうから、とにかく地域内の雇用者が少ないので、恐らく周辺から来るようになるだろうということで、住宅の確保をせよということで指示を受けたということを知りました。

ちょうど私のほうもそういった県の施設の払下げも含めて協議しよったところですので、そのまた部長を通じて、是非、有利にこういった事業展開する中で、なるだけ、管財課の正規の価格ではなくて、重要な行政推進の中での払下げということで、なるだけ安く、有利というか、安く確保するようにお願いしてます。ただ、これもお願いであって、なかなか県のほうの払下げの方針もあると思いますが、そういったところで確保に努めてまいりたいと思います。

ただ、町内にも実際、個人的にマンションをやられたりする方もおります。ですから、公的資金を投入して民業圧迫というのは一定避けなきゃならないと思いますので、その辺のバランスをちょっと調査させていただくということと、それからもう一つ、大きな会社が持っておる独身寮なり社宅がございますので、その辺も一定借用ができるかどうか、ちょっと模索したいと思ってます。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 税務課長永尾一雄君。

○税務課長（永尾一雄君） 鳥獣害の捕獲の税金の減額ができないかということでございますけれども、今年、確定申告が終わりました。その中でも十和・大正については大変捕獲をされた方が多いということでございますけれども、税務課といたしまして、捕獲に必要な経費については、鉄砲の弾とかそういう分については経費から落としていくような対応をさせてもらってますので。これからどうするかいうことはまだ税務課のほうでは判断ができておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本保君） いいですか、それで、答弁は。

2 番林健三君。

○2 番（林健三君） すみません。一点だけ国調の関係ですけど。大正・十和は今100%済んでます。旧の窪川町は51%ということで、あと半分残っているわけですけど。税の関係ですよね。税の、言うたら不公平性が僕はたくさんあると思いますよ。まだ窪川は課税の対象にはなっていないがじゃないですか。ほんで、大正・十和へは課税して、その辺が僕はちょっとふに落ちぬところがあるがですけど、その辺どうでしょうか。それをお聞きし

たいと思います。課税してるかしてないか。

○議長（橋本保君） 税務課長永尾一雄君。

○税務課長（永尾一雄君） 十和・大正のほうは国土調査が既に済んでいます。先ほど言いましたように、窪川のほうは今実施中でございますので、国土調査が済んだ分については税のほうで課税もされているというふうに思いますけれども。

○議長（橋本保君） 暫時休憩します。

午前10時55分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長永尾一雄君。

○税務課長（永尾一雄君） ちょっと詳細把握ができておりませんので、後で報告させていただきます。すみません。よろしくお願いします。

○議長（橋本保君） 質疑の途中でありますが、ここで暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行しますが、その前にお知らせをしておきたいと思います。

16番西原眞衣議員が病気のため欠席届が出されましたので、これを許可しました。

執行部からの答弁漏れがあるようですので、それを先に受けたいと思います。

町民環境課長山脇一生君。

○町民環境課長（山脇一生君） 先ほど下元真之議員の安心子育ての事業について、私のほうから児童手当の受給者の人数ということで、先ほど1,544人と申し上げました。これ、ちょっと公務員の子ども的人数が入っておりませんでして、支給の基準日とするのが5月1日現在というふうにしておりますので、これからの出生見込み、こういったものも含めまして約1,900名という見込みをしておりますので、訂正させていただきます。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

13番槇野章君。

○13番（槇野章君） それでは予算書の66ページの下段ですが。

（「66ですか」と呼ぶ者あり）

66。拠点ビジネス。三点ほどお願いしたいと思います。

拠点ビジネス体制整備事業で、概要で、ごめんなさい。3年間で約3,900万円を使うて、6月には撤退ということですが。この中で、要は、ここへ出展した農家がどういう状況か。例えば、言い方悪いですけど、もうけたのかもうけてないのか。また、こうして今度あぐりが拠点になりますが、生産量がかなり増えると思いますが、そこら辺の調整というか、話し合いができているのかをお聞きしたいと思います。

それと、89ページの上段、町道神ノ川線舗装整備事業ですが、これ、本年度の事業、2kmということですが、今、改良工事もやっておりますが、そっから奥まで行っても、2kmじゃ到底済まん距離ですが、どこら辺をやるのかを教えてくださいたいと思います。

それと、予算書の102ページ。3項の農業振興費で、19節負担金補助金及び交付金ということで、去年までは四万十農業協同組合営農推進事業補助金ということで毎年240万円付いておりましたが、どういう経過で補助が出されて、今年はどういう経過で計上されなかったのかを、お聞きしたいと思います。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 66ページ下段、拠点ビジネス体制整備事業、拠点・外商体制整備事業ですが、これについてお答え申し上げます。

議員さんおっしゃいますように、高知市の店舗を7月をめどにこちらのほうへ、閉店して、町内のほうへ販売を移行するという予算計上させていただいております。私、担当課長のときにこの店を出したということで、大変胸が痛い計上となっておりますが、生産者の思いはどうかというご質問でありました。

やはり販売する先がなければ、当然ながら中山間地域の農家の方は販売、生産ができませんので、高知市内の店につきましてはそういうところがあったということで、一定評価もしていただいているところでございます。ただ、思うように売上げが伸びなかったということで、だんだん店から離れていったということも確かでございます。

それで、今度この予算を計上して、町内のほうに販売を移してくるわけですが、販売先としてはJA四万十のみどり市、そして当然拠点でありますので、あぐり窪川のフリーマーケット、そこが中心になろうかと思えます。それぞれお客さんの層と言いましょうか、来られる方がまた違うわけでありますので、売れる時期とかがまた違ってくるとは思いますが、当然ながら拠点ビジネスという事業は続いていきますので、あぐり窪川としては今後の販売展開にはまた力を出してもらいたいと思っております。

なお、生産者の皆様方には、3月の拠点ビジネス運営協議会の決定でこういうふうにな

ったということで思いを伝えて、何とか決めていただいたわけなんです、当地域はみどり市のほうも新しくリニューアルをいたしましたので、積極的にそういう販売につながるような体制づくりをまたつくっていきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 89ページ上段の町道神ノ川線の舗装整備事業の件でしたが、本年度2kmの延長を一応計上させていただいております。一応交付金事業ということで、まだ国の割当てが、7月頃にならんとはつきりした割当てが来んもんで、一応当初予算として計上させていただいております。

まだ2kmじゃ奥に行き着かんという話がありましたが、確かに終点まではまだ距離は残りますが、4、5年前から森林管理署のほうで国有林の材をうちの町道、併用林道にもなっておりますんで、利用して出している関係で、改良している区間以外の既存の区間でもかなり傷みが激しいもんで、地元のほうから、地元集落代表の方から再三にわたり要望も受けておりましたんで、部分的な補修は所々やったりしりましたが、本格的に補修しようということで、今年度、27年度、新年度予算にこの神ノ川線の舗装については計上させていただいております。また奥のほうというか、最後のほうではまだ未舗装、町道としてはかなり古い時代から町道になっておりましたが、未舗装の区間もありまして、また地域住民の要望もあることで、話ししもってこの区間ということ決めまして、舗装させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 農協への、確か営農推進助成という形での予算だと思います。

過去、私が聞くとところによりますと、農協会館の助成に対して、その補填ということで出されていた経過があったようです。その後、それが一応償還終わって、その後に、ちょっと期間忘れましたが、3、4年か、今の営農推進助成という形で出しておったようです。

私なりに精査させていただきまして、本当にこれまで農協の営農指導員を含めて、本当にいろいろな指導、推進で農協の力を借ったのは、私も本当に一緒に仕事をさせていただきましたので承知をしておるところでございますが、今の、これからの農業を考えたときに、本当にこの出し方でいいのかということを考えたがです。というのは、やはり集落の中に集落営農組織、機械利用も含めた組織が出来ておる中で、やっぱり若い農業者が一定

の地域、興津なんかは一定入りましたけども、ほかの地域でやっぱり若い方の就農が少ないです。ただ、行政の手当としては、新規就農者の支援事業だとたくさんございますので、担当課の予算設定の中で、担当課にこういったところをやっぱりフォローアップするような指導推進ができませんかよという話をしたところです。ただ、定数条例の関係で、どうしてもそこまで手が届きにくいところがあって、中山間等々の直払の事務になかなか追われていうことがあって。

ですから、今年は、私が従来から申し上げましたように、やっぱり人がそこに残って、やっぱり地域の産業が栄えるという基本理念で、できれば、今のお金をとやかくじゃなくて、今後の方向性の中で、集落にそういった指導推進チーム、その中に農協、普及センター、それから我々の振興課、そういったものが入れるようなちょっと切口がないと、ずっとこのままの出し方では、なかなかそれぞれが苦労しゅう中で、その辺の前が開かないだろうというような思いがありまして。ですから、農協の組合長にはこの1年間ちょっと協議させていただいて、場合によったらそれくらいの額でいかんと思いますので、やはりそういった指導推進をしながら集落営農を進めていくという基本的なスタンスに立つと、どうも今の、確か300万円ちょっとだと思いますが、従来、これではなかなか功を奏さないだろうというふうに考えたところです。ですから、今後、そういった集落全域へのそういった指導チームというか、そういった体制づくりのためにちょっと切り替えさせていただいて、またそういったところのご協力もいただきながら、本来の集落営農指導という、広い意味での指導推進ができないかなということで、取りあえず今年、本当に今までのお世話になった関係があって、非常に申し訳なかったですが、ちょっと今年1年に限って、切替えの時期ということで、今回補正予算に計上していないところです。

以上です。

○議長（橋本保君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 拠点ビジネスで、かなり高知からも売れ残って、野菜を取ってきた経過がありますが、また、今度は拠点があぐり窪川、また、みどり市ということで、また同じことになるじゃないかと思いますが、こういうときこそ栽培指導。生産のバランスというようなことで、農協の力も借りながらやるべきじゃないかと思いますが、そこら辺、いかがでございましょうか。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 確かに作物を売っていくのであれば、品質を高めると同

時に、同じものが重ならないというようなことも必要であろうかと思います。そういった点におきましての、指導していただくのは議員さんおっしゃいますようにJAでありますし、県の普及所の方たちであると思います。当然ながら、いい品物をたくさんの方に買っていただきたいわけでありますので、そういった団体のご指導はいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 二点について質疑をさせていただきます。

説明資料の64ページにあります、四万十町雇用創出事業についてですが、地域雇用推進事業、雇用創造委託事業、この二点についてもうちょっと、概要は分かっておりますが、もうちょっと詳しく説明をいただきたいと思います。どういうことかということ、雇用創造委託事業については、「町の企画に基づき」というところがありますが、どういうことを想定されるのかということと、その上にある緊急雇用創出事業については、ある一定会社が特定されたり、そこへ人材育成ということで、ほぼ人が特定される、そういう事業ですが、今、質問についてはそういうことがない、限定されてない、これからのことなのか、そこを中心に教えていただきたいということ。

もう一点は、80ページ、四万十町バイオマス利用促進事業についてです。これについては、新しく様々な実証をしていくということですが、原材料の買入れ価格の設定はされておるのか。また、それを踏まえて、製品の販売価格についてはどのほどのことを想定されているのかというところを教えていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 商工観光課長植村有三君。

○商工観光課長（植村有三君） 資料64ページの四万十町雇用創出事業につきましてお答えさせていただきます。

まず、議員のほうからご質問がありました地域雇用推進事業と雇用創造委託事業の内容についてということでございました。一つ目の地域雇用推進事業につきましては、事業費5,300万円を計上させていただいておりますが、これにつきましては法人等が企画した新たな事業又は規模拡大のための地域求職者を6か月以上雇用するという事業でありまして、一般的に町内企業の方に向けてやらさせていただくということになっております。平成27年度には一応12の団体・事業所を予定しておりまして、その中で雇用としましては、44名の雇用という形で計画をしておるところです。これによりまして一定限の支援をさせて

いただいて、継続的な安定した雇用につながっていただければと。さらに起業家としましては、規模拡大等で収益を上げていただきたいというところで支援をさせていただくものでございます。

次に、雇用創造委託事業、2,300万円ほど計上させていただいておりますが、これは議員のおっしゃりましたように、町の企画に基づき法人等に委託するということで、町内求職者に対する雇用、就業機会の均等を図っていただくというものです。当然、本来であれば町が実施して、地域の活性化でありますとか雇用創出につなげていく事業を行うべきなのですが、それを事業所・団体等に委託をしまして実現していただくという形で、27年度におきましては3社の事業所に委託を予定しております。内容的には観光協会等への委託事業でありまして、四万十町のPRをしていただくと。それから、商工会のほうへは商店街の活性化でありますとか、食のチャレンジショップ、そういうもので地域の活性化につなげていただくというところ。それから、あぐり窪川のほうへは滞在型観光モデル構築事業ということで、松葉川温泉を活用しまして集客を図っていただいて、四万十町全域の地域の経済効果につなげていただくというような、三つの事業で展開をしているところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 私のほうから、80ページ上段、四万十町バイオマス利用推進事業についてお答えを申し上げます。

まず、木材の買取り価格、そして商品の、製品の販売価格の設定はされているのかどうかという点でございます。この事業につきましては、森林組合のほうで国の事業を用いまして、実証事業という形で進めております。それで、作るものはおが粉というふうに決定されておりまして、これは次世代施設園芸ハウスで使う燃料であるから、おが粉ということになっております。

それで現在、チップ業者とかバイオマスの発電所、そちらのほうへも木材が要るわけですので、そこへの買取り価格が基準になってこようと思います。その辺と調整を取っていただかなければならないんですが、6,000円から8,000円の間に木材の買取り価格が設定といたしましょうか、予想がされております。

それから、商品の販売価格につきましては、次世代のハウス側においてはやはり30円程度の、1kg当たり30円あたりの価格であってほしいということです。買う、使うほうは安

いほうがえいに決まっていますし、それから木材のほうは高く売るほうがいいわけですが、その辺の調整が今後の協議の中で決まってくよと思います。この森林組合の事業につきましては実証事業でありますので、そういう価格設定についても実証していくという内容も入っております。

今回計上させていただいておりますのは、施設における本体部分。造成地造成費とか、そういう本体部について町として計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） 雇用促進創出事業についての、委託事業については大体使われる先は決まっておるということが分かりましたので、この件はえいがですが、地域雇用推進事業のほう。法人などが企画した新たな事業の実施又は規模拡大のために地域求職者を 6 か月以上継続して雇用するという事業。これ、現在町内へ住んでなくても、例えば I ターンでこれから来て、町内で仕事を探しているとか、そういう人も対象になるのでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

そして四万十町バイオマス推進事業については、今回は施設整備に係る 1 億 4,500 万円の補助金が出ております。現在での価格設定もおおよその価格、販売価格もキロ当たり 30 円という。まだまだ実証をしていかないかんという答弁ですが、普通、ここ 20 年も前からこういう補助事業に対して、何か工場を建てるとか、そういうときの運営については民間の企業的な経営感覚でやっていくということが言われ始めてしばらくたっております。これだけの設備投資をして運営するのですから、いつまでたっても自立した経営ができません、そういうことなら最初からやらんほうがましという感覚を持っております。

そこで、これの仕入れ 6,000 円、あるいは 8,000 円からランニングコストを掛けて、そして販売をしていく。これで、次の買う、使う側が経営ができないような実態になった場合に、今後も、例えば林業振興のためにとか、あるいは実証実験であるから、町からキロ当たり何円補助します、あるいはトン当たり 6,000 円のところを 8,000 円で買上げますとか、そういう追加の補助も考えておるのでしょうか。それはないのかあるのかをしっかりと答弁をしていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 商工観光課長植村有三君。

○商工観光課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

地域雇用推進事業に係る分で、地域内求職者という形でうたっておりますので、当然町

内に在住の方が対象になります。

議員のご質問のように、4月1日以降町内に住所を有するという方についても、前段階で申請していただくことは可能でございますが、ただ、仮に4月1日に在住にならなかった場合とかいう形は、また変更申請等でその分の減額というような形は生じてくるものと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、次世代施設園芸団地と木質の、おが粉の、林野庁の実証事業ですが、私が就任して間もなしに県等々の説明がありました。これについてはやはり実証事業とおが粉ということで限定されておったわけですが、実証事業と新たな次世代で、この林業が盛んな四十町において、やはり将来的にそこに例えば経済的なマーケットができるようにというような思いもあってということで、知事がすごく、先ほど担当課長申し上げましたように、肝いりで進めた事業でございます。

私としたら、相当何回か検討も喧々諤々やってまいりました。先ほど、ちょっと危惧されるというのは、単価が上がったときにどうなるのかという。原材料を6,000円、8,000円で買って、製品になる単価が例えば30円言いましたけども、これが30数円なり上がっていったときどうするのか。そのサヤを埋めるのかというようなご質問だったと思いますが、基本的にやはり公的資金で、例え実証事業の後の本格操業になっても、公的資金でなかなか穴を埋めるというのは私は難しいと思います。

それはそれで、いろいろな今、協議の中でやってますが、ちょっとチップー言いますかね。本来はそれを、森林組合がチップーを買ってやっていいのかどうかいうのも、ちょっといろいろ議論があると思いますが、やはり安定的な操業ができるような、収益が上がるような中でおが粉を確保する。ですから、全量製造するというようなことでも、それもいろいろな協議の中で、一定大きな製材業者からの購入も含めてみたいなことも、今、検討されようようです。ですから、本来でしたらおが粉の市場というのは大変逼迫してまして、畜産農家に対する影響等も出てきますので、その辺も今後考えながら進めていかなきゃならんことで、大変森林組合のほうは今苦勞しゅうとこですので、自分としたら、この事業を入れて、やはり自伐林家又は農林家、農家林家言いますか、できれば山で食っていけるような林業経営体の育成、林業就業者の支援という形へつなげていって、知事も申しま

したけど、やっぱり林業立町として、若者が本当に山で働けるような環境をとということで、おが粉を一つのステップアップにさせていただいて、そういう取組ができたらと考えてます。ですから、場合によっては、おが粉そのものの今後の操業というのも確定的ではございませんので、大変厳しくなるというのも全く否定はできないと思います。ですから、そういった、それぞれ29年度からの本格操業に向けて、やはりこういう形でやっていったら木質バイオマスの活用ができるんだよというところへこの実証事業、あと2年しかないですけども、持っていくっていうのがこの実証事業の本来の目的ということで聞いておりますので、本当にこれについては私も注視をして、大きなお金を突っ込みますけども、そこにはやっぱり若者なり地域の、今、林業者の方々が少しでも所得の増加ができるように取り組んでいきたいと考えておるところです。

○議長（橋本保君） 1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） おが粉の実証事業のことについてですが、今、町長の答弁の中で、例えば山主さん、自伐林家さんの収益を拡大さすんだという思いも一定分かります。

今現在、宿毛市で稼働されてるバイオマスの発電のほう、これが8万㎡から10万、そういう数字がある。これは絶対成功するであろうと言われておりますが、もし成功するのならば、それは、原材料が集まった場合という前提があります。ということは、このまま放っておいても、四万十町内の自伐林家、あるいは林業関係者、山主さん、これにはそれ相当の買入れ額で買ってくれる場所があるがですね。わざわざ四万十町のおが粉へ持っていなくても、少しでも値のええほうへ売るはずです。そうなった場合に、これ以上、まだ仕入れに対してとか、経営に対して一般財源からつぎ込んで、四万十町として補助していく考えでおるのかどうか。そこのところをしっかりと答弁していただいて。やっぱり民間の経営しゅう民間の経営感覚というものをしっかりと根付かしてもらわないと、これからも補助金補助金補助金ですと行くような企業だけが残って行って、そうでなくて、自力で、自分でしっかり勉強をし、販路の開拓をという部分がすごく遅れていく、一般企業に負けていく。そういう結果になると思いますので、そこのところをしっかりとした答弁と、これからの指導もしてもらいたいと思うのですが、答弁をお願いします。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議員のご指摘のとおり、私もそういった単価の増減によって、公的資金を普通の一林家に支援をするということは考えてないです。

今回、実証事業の中と、町の町費の中で今、予算を区分して出しておるのは、やはり森

林組合の基盤、言えば事業基盤を整える意味で、聞くとおとこによりますと、実証事業で選木機の導入も予定されておるようすです。ですから、地域全体の材の集荷、それから選木体制、流通販売体制は強化をしながらということ、今、組合のほうでも努力してもらっておりますし、私どものほうは町有地において組合のそういった建物、ストックヤード、そういったものの設備に支援をするということ、考えてます。ですから、その基本をあくまで事業主体にしっかりやっていただくということ、考えてますので、これ以上、個々に公的な資金を投入するということは余地もないと思いますし、そういう考え方は持ってないです。

もう一つ、高知市仁井田と宿毛の火力発電についてでございますが、確かに県の担当部局とも、あこが出来るので大丈夫ですかという話もしていきました。県内で火力が二つ、そして、また我が四万十町にはそういった、少ないと言えどもこういった施設が出来ますと、材価は大丈夫でしょうかねみたいな話もしっかりしてきたところですが、そのときに、四万十町森林組合の扱い量から見れば、少し規模拡大すれば今の目標数値はクリアできるというような資料もございましたので、あとは森林組合のほうで、今言いましたように、選木も含めた流通販売体制を強化することによって材が入ってくるということになってますので、そこはしっかりそういった方向でまた指導もしていきたいと思います。

今でも、投資しなくても、材の価格があるじゃないかというご質問でございますが、やはりよそへ持ち込むとなると、千数百円の運賃が基本的に掛かります。ですから、なるだけここで手当てしたらというような考え方を持っておりますので、ひとつその辺のご理解をいただければと思います。

(1 番橋本章央君「終わります」と呼ぶ)

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

8 番水間淳一君。

○8 番（水間淳一君） 一点お伺いをいたします。

概要の100ページ上段、防災施設等整備事業5,261万2,000円。この旧公民館の取壊し予定は27年の何月から始めるのか。今年の事業ということですが。そして、解体工事が2,500万円ということですが、それと、この中には教育委員会が入って業務を行っておりますが、教育委員会はどこでその間業務をするのかといった、この二点について簡単をお願いします。

○議長（橋本保君） 大正地域振興局長下藤広美君。

○大正地域振興局長兼地域振興課長（下藤広美君） それでは100ページの防災施設等整備事業の中の、大正地区の防災活動拠点の件でございます。

公民館の解体の時期ということでございますけれども、今回、まず実施設計を委託して、その設計を行いますので、その設計が済んでからということになってきますので、予想ですけども、大体10月とかということになってこようかと思います。

それから、現在の教育委員会大正分館ですけども、その職員につきましては地域振興局内の庁舎の中に部屋を構えて、そこで業務をするということになっております。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） 10月から解体工事が始まると、予想ですが。こういった事業はなるべく早く始めて、なるべく早く終わると。防災拠点ですので、是非早く、そのように工程を早めていただきたいと、このように考えるとでございますが。

そして、災害はいつ起こるか分かりませんので、これは28年度の建設工事の1億5,000万円の予定になっておりますが、これも防災拠点ということで、一日も早く始めて早く終わると。繰り返しになりますが、そういったことでスピード感を持って、この工事はやっていただきたいと、この事業はやっていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

17番酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 簡単に質疑を行いたいと思いますが。

24時間電話相談のときに僕、7番議員のほうからいろいろ質疑があったと思いますが、よく聞いておりませんでしたので、すみません。委託先はどこなのか、どうも僕は聞いてなかったように思います。

見守りサービスの強化という中で、四万十町高齢者福祉計画の介護保険事業第6期中で、いわゆる地域包括支援センターの機能強化というようなところがございました。それと関連して見てみると、いわゆる総合相談支援事業というのが下のほうにございまして、その中で、こういう見守り的なことをやっていこうということで計画の中には入っておるわけですけども、一方で、24時間電話相談をやっていくと。これは業者が、多分業者であろうと、委託ですから業者ではないかというふうに思いますが、その中で、業者のほう

からこういうふうにな年中無休で対応をして、どういうふうにな行政のほうにな今年報告、あるいは指導体制が、整えるような体制を考えておられるのか。その点について詳しくお答えをいただきたいというふうにな思います。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） お答えをいたします。

先ほど、どういう業務かというのは話しましたが、今回はどこの業者ということでございますので、今考えておるのはティーベック株式会社ということで、東京のほうの業者ということになります。

電話相談というのはあまり件数的にはやってないと思うんですが、こちらは26年に室戸市がこの業者から始めました。うちもそのときに、四万十町もどうなのかと考えました。考えましたが、一定どうなのかという疑問も自分にもありましたので、1年室戸市さんの状況を見てということも踏まえて、今回ということになりました。一応、現在、県内ではうちがやるとしますと、室戸市と四万十町。四国内では美馬市と、それから三好市、上勝町なんかが採用されてるそうです。

そういう中で、現実にな毎月、どのような状況の電話がどのくらいかかったかというような積み重ねが出てきます。そういうことで、傾向的に皆さんが、心配が、どういう心配がこの町にはあるのかということも随時見ていけますので、先ほど言われたように、相談事業の強化ということでは大変重要なことかなということで今回計上させていただいたという経緯があります。

○議長（橋本保君） 17番酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 大体答弁では分かりました。

しかしながら、残念ながら、室戸のほうでやっておられるところでは、意外と相談が少なかったということが確認をされておりますけれども、そういう中になあって四万十町が今回こうして採用をしたと。

この問題点というのは、やはり電話で顔が見えないということですね、一つは。地域の実情が分かって、その中で対応をするかどうかということが大きな課題だろうというふうにな思います。それから考えると、いわゆる地域高齢者の第6期計画については非常にいいことが書かれておりますけれども、それと相矛盾するような形でこういうものが出てきたというふうにな私は思っておりますが、やる以上は是非その地域の課題から、いろいろ問題点があろうかと思っておりますけれども、そういう相談を受けたときに、どうしてその地域の中

に下ろしていくのか。あるいは行政がどうしてそれに対応していくのかというところを、しっかりと内部調整をした上で取り組んでいただきたいというふうに思いますので、その点が、もし答弁があればお願いをしたいというふうに思います。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） 議員おっしゃるとおり、室戸市もまだ件数的には十分でないというふうな形です。毎月30件程度でありますので、年間360件ぐらいだと思います。

しかしながら、市町のほうとしましては、相談事業そのものについては今後伸びていく。全国的に見れば、結構件数的には上がってきてるというようなことも含めて、地域の安全・安心っていう部分をやはり重視していきたいというふうに考えております。先ほど言われたように、やはりうちの、この町の状況がどうであるか、その相談内容ですね。十分に検討しながら、翌年に反映できるデータとして使ってもいけますので、その件についてはしっかりとした形で、地域包括支援センターも、昨日も出てましたけども、件数的にはもう少し十和方面もということも含めてありますが、限られた人数でやっていく中では、かなりこの情報は使ってもいけると思います。

それと、医療のこともありますし、介護のこともあります。これは子育ても含めまして、オールマイティーとは言えませんが、相談事業ができるという件については大変有効な手段ではないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 17番酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 委託料の319万6,000円ですか、この算定基準って言いますか、どういう、年間に大体どのくらいの利用があって、こういう予算を計上したのかというところがちょっと分からないので、その点だけ教えていただきたいというふうに思います。分かれば結構です。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） 一応ティーペックからの人口割的なところもあって、一定全国的なレベルでの人口割程度で幾らという形で出てます。ちょっと詳細については、今資料がありませんので話せませんが、内容的にはやはり人口割と世帯割、そういう形で計算されたものであります。

以上でございます。

○議長（橋本保君） よろしいですか。

（17番酒井祥成君「はい」と呼ぶ）

質疑の途中ですが、この時間をもって昼食休憩に入りたいと思います。

先ほど、生涯学習課長から答弁漏れがあるようですので、それを受けたいと思います。

生涯学習課長宮地正人君。

○生涯学習課長（宮地正人君） 6 番議員さんから、3 月28日の桜マラソン前夜祭の参加者及び家族の県内外の内訳というお答えをさせていただきたいと思います。

県外が69名、町外の県内が22名、町内が9名、海外が1名になります。

3 月28日の6 時半には前夜祭を行いますので、議員各位、町民の皆さんも多数参加していただきますように、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） せんだって、先ほど2 番議員の国土調査事業についてのご質問の中で、ちょっと答弁が抜かっておりましたもので、今させてもらいます。

事業についての推進の班体制についてのことでしたが、1 班5 名ないし7 名の予定で、27年度も進めていく予定をしております。

○議長（橋本保君） それではここで暫時休憩します。

午前11時50分 休憩

午後1 時00分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

4 番緒方正綱君。

○4 番（緒方正綱君） それでは、私のほうから予算概要の99ページ、興津地区津波避難対策推進事業、それとその下の、志和地区の同じく避難対策推進事業についてお伺いをします。

まず興津地区ですが、小室地区の「2 次避難が可能な場所を確保する」とありますが、これ、確か一番最初に出来た避難路だと思いますが、これの2 次避難というのが、確保する必要があるのかなのか、どうなのか。

それと、28年度以降の計画は興津も志和も、興津は28、29はもうありません。それから、志和については29年度以降ございませんが、これで大体当初の計画の予定100%の見

込みでありますでしょうか。その点について伺います。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） まず、興津地区の本村地区の2次避難整備というところでございますが、ここの広場につきましては平成16年から18年にかけて整備したところでございます。この整備につきましては旧の想定ということで、海拔15m、大分余裕を見て15mということで整備しておりましたが、24年の県から発表された新想定によりますと、まだその避難広場より上のほうへ7mぐらい津波が来るという予測が出ましたので、それに合わせまして、現在の避難広場の上に避難道・避難広場を計画しているところでございます。

それから、志和・興津地区のハード事業の関係でございますが、興津地区につきましては27年度をもって大体計画どおり終了する予定となっております。志和地区につきましては、資料の120ページに志和地区の計画等付けておりますが、今年、25年度頃から整備を行っておりますが、28年度までかかる分が防災拠点活動施設、屯所の建て替えということで、今年度測量・設計をやりまして、来年度防災拠点施設を建てる予定となっております。その分が28年度残るようになります。

あと、左下のほうに防災ヘリポートとありますその上に、町道整備ということありますが、その工事が27、28とあと2年間残るという計画になっておりまして、おおむね計画しているところについては28年度をもって終了する予定となっております。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 分かりました。

一点だけ、その興津の小室地区の。これ、例えば2次で上へ上がって、規模的にはどのぐらいのことを予想されてますか。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 規模的には、現在の避難広場の上にミカン等を栽培しております段々畑がありますので、今の計画では、その段々畑へ上がっていく道の整備、それから避難、畑の整地等を考えているところで、面積につきましては、大体今の、現状の畑、22m以上のところを予定しておりますが、その畑を現状で使うというような計画にしているところでございます。

○議長（橋本保君） 4番緒方正綱君。

○4番（緒方正綱君） 規模的に言うて、人数ですね。多分あその上だったら、なんぼ

でも上へ上がっていけるんだろうとは思いますが、今の15mの高さで確保できる人数っていうのは、大丈夫なんですか。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 現在策定しております興津地区の津波避難計画によりますと、興津本村200人収容という予定にしておりますので、その方が全員逃げるくらいの用地は確保、用地と言うか、避難広場的なものは確保したいと考えております。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

15番中屋康君。

○15番（中屋康君） それでは、四点ぐらいになると思いますが、できるだけ再質問しないぐらいに、一回で答えをいただくような形でお伺いをしていきたいと思います。

予算書のほうからまず入ります。予算書21ページになります。歳入のところの、13款となりますね。使用料・手数料の分で、21ページです。ちょうど中ほどの節で、2節で、これは目は衛生手数料で、清掃手数料ということですが、ちょっと私も理解いうか、十分飲み込めてないので、お教え願いたい部分でお尋ねをするんですが。この項目が、説明ではごみ処理施設手数料、それからし尿処理、あるいはごみ袋交付手数料ということでありまして、ごみ処理施設の手数料が1,560万円。それからし尿のほうも同じく1,500万円。それから、ごみ袋交付手数料というのが3,000万円ということで、歳入のほうに入ってくるわけですが。

何で聞くかと言いますと、この予算設定が、この金額全く前年、平成26年度予算と全く金額的には変わらないと。同じ金額になってます。手数料というのでありますので、ある程度の見込みということで入ってくるわけですが、例えばごみ処理施設の手数料というのは、内容というのはいわゆる搬入手数料、それから一般の家庭の持込手数料とかいう形であろうと私も推測するんですが、そんな内容で考えていいのか。し尿処理のほうも同じく搬入手数料ということで、処理場が新しくなりましたので、そういった意味合いでも、旧施設と同じような体制で手数料というのは動いてないのかということをお伺いをしておきたい。

それから、ごみ袋交付手数料ですが、これは、ごみ袋というのは一般家庭にいわゆる買っていていただく感じのごみ袋のことを言うのか、そのあたりもちょっとお伺いをしたいと思います。

いずれにしても、予算額が前年と全く同じ金額になってますので、そういった移動がな

いままで、大きい動きがないのかなということをまずお伺いしておきたいと思います。

それから、同じこの予算書の次のページの、これはページでは24ページです。これは国庫ですね。国庫の補助金のほうになりますね。国庫補助の関係です。24ページの中ほどで、2節の中学校費補助金ということで教育委員会関係になりますが、中に、ちょうど中ほどに、へき地児童生徒援助費というのが、補助金というのが出ております。694万6,000円ということですが、これ去年が186万4,000円。500万円ほどこのへき地児童生徒援助費補助金ということで補助金が増えておりますので、これがどういう形でいわゆるその補助金として上がってきて、それから現場のほうにどういう形で使途されてるのか、この分、へき地児童生徒援助費補助金というのがどういう形で予算化をされておるのかをお伺いしたいというのが2点目です。

それから、もう一点だけ。予算の概要説明のほうで、1項目だけ、51ページです。まだ皆さん、ほかの議員さんお尋ねになってない部分だと思いますので、お伺いをするわけですが。

この51ページの内容というのは、いよいよ始まる集落活動センター整備事業ということで、仁井田集落活動センター、あるいは大正中津川ということで、いよいよ準備段階、始まり段階ということであります。概要は十分説明の中で書いてありまして把握もさしていただいておりますが、下の、中津川集落活動センターのほうの一番後段のほうに、集落支援員というのがあります。これは嘱託として報酬ということで16万6,000円掛ける6か月ということでありますので、要するに、集活センターの立ち上げる、あるいはそういうセンター内の動きとして支援をいただくという支援員の形を取るということでありますが、この6か月という限定と、どんな形でこの集落支援委員さん、今から嘱託として雇用していくのか、連年ずっと続けていくのかということと、その上の段の仁井田のほうも同じく9月の補正予算予定で、一番下に書いてありますが、この集落支援員導入に要する費用と、経費として55万円ということになってますので、同じような体制でこの支援員さんを嘱託として迎えるということですので、嘱託員として迎える形が、どういう形で導入されるのか。職員さんが地域の方なのか、あるいは別個のどっかから、これにしっかりした経験をした人を入れてくるのか、そういったところの内容だけお伺いしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長山脇一生君。

○町民環境課長（山脇一生君） 清掃手数料三点についてお答えしたいと思います。

まずごみ処理施設手数料でございますが、これはクリーンセンター銀河へ持ち込んだときの家庭・事業系、こういったものの、その窓口で徴収する手数料となっております。

それから、し尿処理施設手数料ですが、これも若井のグリーンセンターへ業者さんが持ち込んだもの、これの収入に係る手数料でございます。

それと、ごみ袋交付手数料でございますが、これは量販店・小売店さんへごみ袋を販売したものが収入として入ってくるというものになっておりまして、この全体の金額につきまして、昨年と同額であるということでございますが、ごみについてもし尿についても例年同程度の量を処理しておる状況がございますので、同じ金額を当初予算には計上させていただいたという形になっております。

以上です。

○議長（橋本保君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長兼学校教育課長（岡澄子君） へき地児童生徒援助費補助金でございますが、これには二つの補助金が入っております。一つにつきましては、小学校で心臓検診を実施しておりますが、それが、へき地校の心臓検診に関わる分の補助金があります。それが14万7,000円。

それと、今年度、中学校の通学対策費でスクールバス2台を計上しておりますが、それに関わる補助金が約2分の1で679万9,000円になろうかと思いますが、そんな内容となっております。

○議長（橋本保君） 大正地域振興局長下藤広美君。

○大正地域振興局長兼地域振興課長（下藤広美君） それでは、私のほうからは説明資料の51ページ、大正中津川集落活動センター整備事業の集落支援員のことについてのご質問に対して答弁をしたいというふうに思います。

まず、支援員っていうのは、市町村職員、私たちと共に、また地域おこし協力隊がおりますけれども、そういった職員と、集落への目配りとして、集落の巡回とか状況把握等を実施するというような目的がございます。

それで、中津川につきましては、センターが28年3月に向けて開所ということでございますので、その事前の準備とか開所後の運営等がスムーズに行けるということで、人材を町が雇用するというところでございます。6か月ですので、10月からということになります。これにつきましても、3年間という期間ございますので、そこら辺、そういったところで、長期的なところで継続して雇用していくことも考えております。

それから、どんな人材をということでございますけれども、大事なのは地域を知っている方がいいのかなと思ひまして、できれば地域内で採用していきたいなというふうな方向で、今、担当とも協議をしているところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 分かりました。

一点だけ。へき地児童生徒の補助金の内訳は分かりましたが、この国庫補助金はへき地という対象、だんだん限定されてきて、いわゆる構造体系も変わってきたということで、このへき地というのは、いわゆる下りてくる対象っていうのはあらかじめ決まった国庫金の額なのか、あるいはある一定、学校の数やらへき地校といった感じで下りてきているのか、そこだけちょっと内訳を聞いておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長兼学校教育課長（岡澄子君） 心臓検診に関わる分につきましては、やはりへき地校ということでの、へき地校で実施する分が対象となっております。

スクールバスにつきましては、特にへき地校で活用するスクールバスということではなくて、児童生徒の輸送手段に活用する場合は対象となっておりますという内容になります。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

3番古谷幹夫君

○3番（古谷幹夫君） 私のほうからは二点だけに絞って、この概要書で質問させていただきます。

まず一点目は、榎野議員も質問された部分がありますけれども、66ページ、拠点ビジネス体制整備事業の関係と、それから68ページの給付金、新規就農者定着促進事業のこの二点です。

まず一点目の拠点ビジネスの関係につきましては、これは、この概要書の説明の中からうかがいますと、非常にこう苦労されて進めてきた経過がうかがわれるわけですが、結果として方向転換をせざるを得なかったという位置付けで理解をさしてもらっておりますけれども、現時点における方向転換に至らざるを得なかった要因をどう捉えておられるのかを、お聞きしたいと思います。

それから、68ページのこの部分については、一般財源のところでは1,000円の計上がされちゅうわけですが、これは何か深い意味があるのかどうか、そのことを、その二点

でよろしくをお願いします。

○議長（橋本保君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） それでは、私のほうから拠点ビジネスの方向転換に至った経過と言いますか、理由について説明をしたいと思います。

午前中もありましたが、ご質問があった案件ではありますが、農林水産課と、ちょうど拠点ビジネスの運営協議会の会長が副町長ということで、私とで3年間の総括をしたところであります。成果については当然年間5,000万円の売上げもある中で、一定中山間地域の農家の収入につながったというふうに評価もしてます。それから年間5万人の来場者もありますので、アンテナ機能は、高知市内の方に十分効果もあったというふうに整理もしています。

それから、課題というところで、やはり当初計画の甘さというのはあったのは事実だと思います。現状が1,000円の売上げに対して3,000円、4,000円の経費が掛かっているわけでありますので、費用対効果を考えたときに、一旦高知市での展開をここで踏みとどまって、踏みとどまってじゃないですね、地元に戻って、そこでもう一度しっかり精査をしていこうということでもあります。

それからもう一点、やはり行政評価の対象にもなってますので、行政評価委員会のほうからも事業の見直しということもありましたので、そういう決断もしたところであります。

最後になりますけれど、やはりこれからは、一定顧客もついておりますので、そういった方への丁寧な説明、それから出品者、今、現に耕作もしておりますので、生産者の意欲をそがないように、地元での販路の開拓を精いっぱいやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（橋本保君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 私のほうから、68ページ下段、新規就農者定着促進事業（青年・壮年・農業後継者給付金）についてお答えいたします。

この事業は、新規就農への一定の間への支援策でございますが、一般財源が制限ついているという、それについてのご質問でございました。

これ、右のほうに支出項目、7節、11節、12節、19節と歳出の項目、そして金額がありますが、これを合計いたしますと1,831万3,000円ということで、それを賄う財源といたしまして、まずは県の補助金を入れる。そして残りは、右下のほうにあります。過疎地域

自立促進産業振興基金と。この基金の繰入金をもって充当しておりますので、この繰入金を10万円単位というふうにしましたので、1,000円ちょっと端数という形で付けさせていただいております。

以上です。

○議長（橋本保君） 3番古谷幹夫君

○3番（古谷幹夫君） 68ページの件は了解です。

拠点ビジネスの関係は今副町長から回答いただきました。

私はこの事業を方向転換、閉じるに当たって、これに気落ちして、次の展開ができなくなってはいかんということを心配するところが一点と、私自身は、これは一般質問でもちょっと私の主張をさしてもろたところがありますけども、この地でもう一回しっかりとやっぱり生産基盤を、いわゆる基幹品目だけでなく、この土地を利用した形で生産基盤をしっかり整えるということをもう一回農業振興策として考えていくべきだということに思っていますので、その点についてお答えできるのであれば、よろしくお願いします。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議員ご指摘のとおりです。やはり撤退ということはないです。今回のアンテナショップとしての機能、そして売上げ等々に対する経費の増大というところを考えたときに、もう一回仕切り直しをしてということ。

ただ、その段階でちょっと私が感じたのは、やはり地元の生産農家がだんだんに減少していますので、議員ご指摘のとおり、やはり一回そういった生産体制を含めて流通・出荷の体制も見直して、私も約束させてもらってます議員の地消地産、そして地産外商というのは、今後やはり所得の拡大に向けては有利な手法だと思いますので、それにアンテナ機能を補完したような、補完と言いますか、両立できるような体制整備をした後にまた高知市のほうなり、そういった新たな販売先の展開は考えておるところです。

○議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 私は二点とっておりましたけども、今3番議員のほうから、拠点ビジネスの将来的な構想を聞こうかなとっておりましたけども、答弁ありましたので省略させていただきまして、資料の50ページの下段、そして51ページの上段・下段。いわゆる志和のコミュニティ施設整備事業と、先ほども質疑がありました集落活動センター、この点についてちょっと内容で分からない点がありますので、分かっている範囲で答弁願えた

らと思います。

まず、志和のコミュニティ施設整備事業ですけれども、この中ですけれども、これは新しい、建物を新築します。それに合わせて備品購入費も、その中のもんを買うとして300万9,000円も計上されておりますけれども、志和のコミュニティ施設を整備した後、収益事業の関係はひょっとどうかなという点です。というのは、志和の皆様方、今やっておりますですかね、四万十街道ひなまつり。こういった事業に積極的に取り組まれておりますので、町外からもこの時期にはたくさんの方が志和にお見えになっておりますので、ひょっとこの志和の地域の住民の方々がそういった収益事業に取り組む考えがあるのかないのか。もしあるとすれば、次の質問にもなりますけれども、予算がこの300万円では足りるかなという点。もしなければ、備品ですのでそれでいいと思うんですけれども、収益活動をやるのかどうか、この点です。

そして、51ページの上段の仁井田のほうの集落活動センター。ここは、高知新聞にちょっと前ですか、出てたように記憶があるんですけれども、ここは収益事業を行うということが私、記憶してます。

それでこの当初予算には設計監理委託料だけですけれども、資料見ましても、これまでの執行部答弁にもありました。9月補正で建物を建てたり、あるいは備品の購入で500万円入っております。多分これが収益事業のための、例えば、新聞には確か食べれるもんを、加工品を売るんじゃないかというような記事があったと思うんですけれども、多分そのあたりの調理場に対する支援かなと思いますので、どういった内容、もう一度。実は町民の方々からちょっと問合せがありまして。多分その方も今言った新聞を見られた後だったと思うんですけれども、もう少し仁井田の集落活動センターの活動内容を知りたいという問合せがありましたので、もう少しお示し願いたいと思います。

それと同じく、下段の中津川集落活動センターですけれども、この中には予算的に見るといわゆる収益活動は入ってないかなと思うんですけれども、ここにも書いております、37世帯73人の集落、しかも高齢者率が53.4%占めてる地域の中の集落活動センターなんで、内容お伺いしたいんですけれども。この地域も重要文化的景観の中に、重要構想の中のひとつで、春も夏も秋にかけていろんなイベントを、非常に四万十町内の中でも一番元気に盛んにやってる地域なんで、町外からも県外からもお見えになっております。そういった方々に対してのやはり収益事業ができないかなと思って、質問をさせていただきましたので、分かる範囲内で結構ですので、ご答弁願いたいと思います。

○議長（橋本保君） 暫時休憩します。

午後 1 時26分 休憩

午後 1 時27分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。

企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） それでは、志和のコミュニティセンター、ここで収益事業を行うかというような質問だったと思います。

特にこれと決めた収益事業をやるという計画はございません。ただ現在も確かやっておりますひなまつりのバイキングなんか地元の方やられてます。そういうことは今後はこの施設を使ってやられるということは、可能性はあるという状況です。

それと仁井田地区の集落活動センター、今回設計の予算を上げておりますが、具体的にこの集落活動センターが立ち上がってどういうことをするかというのは、まだ大きな段階での計画にはなっておりますが、この間新聞へも出てましたように、メインとなる収益事業としまして、高齢者の家庭へおかずの宅配をやりたいとか、この場所でそのままおかずの販売をすとかいう部分は今考えられております。そのほかにも地域の憩いの場としてここを活用して、高齢者、子どもの方、誰を問わず皆さんに集まってもらって、いろんなことをやっていきたい。そのほか高齢者の方の見守りというか、宅老所的なこともやりたいとか、それとまた地域のイベントの拠点にしたいとか、いろいろ、どう活用していくか具体的にはなっておりませんが、ある程度方向性を今、地域住民の方が検討をしているという状況です。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 集落活動センターについて、私のほうからちょっと補足をさせていただきます。

せんだっての行政報告の中でも、今回の当初予算の中の位置付けとしては、これまで地元の方と協議をされてずっとやってきた一つの案件です。私のほうにもいろいろ問合せがございました。

そういう中で、年末の会議でしたか、私もどういう状況かということで出させていただきました。集落活動ですので、やはり地元の方々の思いをしっかりと受け止めたいと思いますが、私も公約を掲げてここに立てておる人間でございますので、今後の設計監理、そう

いった中で今課長が申し上げたほかに、私としてどうしても地域で必要な課題としてあります。特に高齢者福祉ありますので、やはりそういうところに行政の課題を一定投資をさせていただいて実施をしていただくということも今後お願いをしたいと思います。

ですから地元の皆さん方が一生懸命、自分たちの地域の活性化に向けてというところの意欲をそぐということは考えてないですけども、やはり公的な資金を投入するということでございますので、お約束した公約を少しでも地域の見守り、今課長が申し上げましたように、見守りとか、例えば宅老とか、そういったところでお願いをしていくような体制しております。

もう一点は、ちょっと気になったのが、やはりそういったおかずとか例えばお弁当とかやる場合については、やはりやられる方が地域の中にもおります。ですから、そういった方に悪影響を与えないように、場合によっては一つのところでできればと思いますけども、やはり民業圧迫ということが一番自分も気になっておるところでございますので、その辺はまたよく観察しながら、担当課のほうの指導をさせながらやっていきたいと考えておるところです。

○議長（橋本保君） 大正地域振興局長下藤広美君。

○大正地域振興局長兼地域振興課長（下藤広美君） それでは私のほうからは、51ページの下段にあります大正中津川集落活動センターの整備事業の件で、収益事業という部分をご質問であったと思います。

この地域では3年くらい前からこの集落活動センターをどうするかというところで、何回も会議を、地元が主体となって参加しております。地域おこし協力隊も加わり、また県の方も入っていただきながら本当に真剣に会議をしておりまして。私も参加をしておりまして。

その中で収益事業というところになりますと、ここには、説明の中に六つのワーキンググループをつくってということを書いておりますが、細かく言いますと産業振興ワーキンググループ、交流事業ワーキンググループ、福祉コミュニティのワーキンググループ、里山保全のワーキンググループ、自然エネルギーのワーキンググループ、伝統文化のワーキンググループといったグループで各住民の方が入って、各々で検討しておりまして、そういった中で特産品作りの販売とか、また、交流定住で町外の方を取り入れたイベント等に参加してもらう取組などとか、また里山保全のほうでは、集落営農とか集落営利とかいった中で収益事業になるようなものを話し合っております。具体にはまだまだ詰めていないとこ

ろありますけれども、そういった部分で収益を上げていったらいいのかなと思ってます。特に議員おっしゃられましたように、中津川地域というのはいろんな、どろんこ運動会など、もみじまつりなどいろいろ頑張っております。そういったものを基盤としながら、それをさらに発展させていくような取組になればというふうには思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 11番下元昇君。

○11番（下元昇君） 仁井田の件と中津川の件、よく理解できました。

そして一点目に志和の件でちょっと聞き忘れがあったんで、もう一度50ページの下段の件でちょっとお伺いをします。

実は集落活動センターの話が行政側から議会側に提示があったときに、確かこの集落活動センター、志和のほうにも当初集活センターという話があったんじゃないかなと思いますけれども、今回はそういった集活ではなくてコミュニティ施設をするということになったんですけれども。分からない点は、こういったコミュニティの施設の整備事業と、先ほども言いました集落活動センター、これ役割の違いがちょっとこうピンと来ない点があります。内容的にはほぼ同じじゃないかなと。取り組むところはやっぱり高齢者を見守るとか、よそから来られた方にいろんなことも提供して、収益事業も、上げることといったことで、そんなに違いがないと思うんですけれども、どうしてこの志和の場合は集落活動センターでなくてコミュニティ施設の整備事業に変わったのか。そこあたりの経過がちょっと分かりませんので、その点だけご説明をいただければと思います。

○企画課長（敷地敬介君） お答えします。

集落活動センターにつきましては、これ、県が作りました補助事業です。補助事業ですので、活動センターの目的とかいろいろな決まりもあります。ほんで、事業を活用するかどうかということで、例えば仁井田・中津川地域と志和地域、違ってくるんですが、志和地域も集落活動センターという事業があるということで地元住民と協議した結果、集落活動センター、いろいろな項目がありますので、なかなか志和地域の住民ではこれほどできないという部分もありました。そういうこともあって集落活動センター事業は使わなかったということです。

ただ、どうしてもある程度、自分たちのために自分たちの地域を良くしたいいう、活動はしたいということですが、その施設がないということで、各地域にあるようなコミュニティ施設のほう計画をしたというところです。

○ 議長（橋本保君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 午前中の質疑に対しての答弁漏れがあったようでありますので、執行部からの答弁を求めます。

税務課長永尾一雄君。

○税務課長（永尾一雄君） 午前中、2番議員の質問にお答えができておりませんでしたので、国土調査に関する固定資産の課税についてお答えをしたいというふうに思います。

土地にかかる固定資産税につきましては、国が定める固定資産評価基準に基づいて、登記簿に記載されている地籍、登記簿地籍ですけれども、それによって課税はすることが原則となっております。

しかし、固定資産税評価基準に設けられている例外規定を適用しまして、地籍調査の完了した土地の課税地籍は、調査によって土地地籍が増加する場合がございます。増加した土地については従前の地籍で課税をして、それから減少した土地については減少後の地籍で課税するような取扱いを行っております。この取扱いについては国土調査を実施している大半の市町村で採用しているところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） ただいま執行部から答弁がありました。

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第60号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号平成27年度四万十町一般会計予算を採決します。

この表決は起立により行います。

議案第60号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第2 議案第61号平成27年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第61号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号平成27年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

議案第61号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって議案第61号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第3 議案第62号平成27年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算、日程第4 議案第63号平成27年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算、日程第5 議案第64号平成27年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算、以上、議案第62号から議案第64号までの3議案を一括議題とします。

この3議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第62号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第62号平成27年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算を採決します。

議案第62号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

これより議案第63号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第63号平成27年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算を採決します。

議案第63号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

これより議案第64号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第64号平成27年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算を採決します。

議案第64号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されま

した。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第6 議案第65号平成27年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第7 議案第66号平成27年度四万十町介護保険事業特別会計予算、以上、議案第65号及び議案第66号の2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第65号について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第65号平成27年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。

議案第65号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

これより議案第66号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第66号平成27年度四万十町介護保険事業特別会計予算を採決します。

議案第66号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第8 議案第67号平成27年度四万十町簡易水道事業特別会計予算、日程第9 議案第68号平成27年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、日程第10 議案第69号平成27年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算、日程第11 議案第70号平成27年度四万十町下水道事業特別会計予算、日程第12 議案第71号平成27年度四万十町水道事業会計予算、以上、議案第67号から議案第71号までの5議案を一括議題とします。

この5議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第67号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第67号平成27年度四万十町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

議案第67号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

これより議案第68号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第68号平成27年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を採決します。

議案第68号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

これより議案第69号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第69号平成27年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

議案第69号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

これより議案第70号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第70号平成27年度四万十町下水道事業特別会計予算を採決します。

議案第70号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

これより議案第71号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第71号平成27年度四万十町水道事業会計予算を採決します。

議案第71号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

ただいまより暫時休憩します。

午後 1 時48分 休憩

午後 2 時05分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第13 発議第 2 号地方創生調査特別委員会設置に関する決議を議題とします。

13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 発議第 2 号。

平成27年 3 月20日。

四万十町議会議長橋本保様。提出者、四万十町議会議員槇野章。賛成者、四万十町議会議員下元真之、中屋康、堀本伸一、岩井優之介、酒井祥成、吉村アツ子、武田秀義、以上でございます。

地方創生調査特別委員会設置に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第 1 項及び第 2 項の規定により提出いたします。

提出説明をいたします。

地方創生調査特別委員会設置に関する決議。

国においては、地方創生に関する関連法案が制定され、地方創生に関する緊急的取組に対する措置がなされているところです。

そのような中、地方においては地方創生に関する地方版総合戦略を策定し、町施策の推進及び効果検証等を各段階において十分議論するように求められております。

四万十町議会においても、四万十町が将来にわたり魅力的で活力あふれる「まち」として継続していくよう、四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略の重要性を強く認識する

とともに、議会として戦略提言を検討するため「地方創生調査特別委員会」を設置するものです。

次のとおり、地方創生調査特別委員会を設置する。

名称、地方創生調査特別委員会。

設置の根拠、地方自治第109条及び四万十町議会委員会条例第6条。

付議事件、四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略の諸施策に関すること。

委員の定数、9名。

調査期間、設置の日から議会が調査終了を決議するまでとする。なお、特別委員会は議会の閉会中も調査研究ができるものとする。

そして、地方創生調査特別委員会調査内容ということで、三点項目を上げております。

四万十町の現状を整理するとともに、直面する課題を解決し、地域の特性を踏まえた取組の調査。

二点目として、少子高齢化による人口の減少の克服に向けた取組の調査。

三、地域の産業界・行政・大学・金融機関・労働団体や住民組織等多様な団体の意見調査。

ということで、委員の名簿はお手元に配付のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（橋本保君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第2号地方創生調査特別委員会設置に関する決議を採決します。

地方創生調査特別委員会を設置することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、9人の委員で構成する地方創生調査特別委員会を設置し、これに付託して、議会の閉会中も四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略提言について調査研究を行うことは可決されました。

ただいま設置が可決されました地方創生調査特別委員会の経費につきまして、当分の間は平成27年度予算から支出するものいたします。

お諮りします。

ただいま設置されました地方創生調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第4項の規定によりお手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、地方創生調査特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより四万十町議会委員会条例第10条第1項の規定により、地方創生調査特別委員会を議長より招集します。

平成27年3月20日。

地方創生調査特別委員会様。四万十町議会議長。

地方創生調査特別委員会招集通知。

委員長及び副委員長互選のため、地方創生調査特別委員会を招集するから出席願います。

平成27年3月20日、午後2時10分。

場所、3階委員会室。

地方創生調査特別委員会開会のため、ただいまより休憩します。

午後2時10分 休憩

午後2時12分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地方創生調査特別委員会から、委員長及び副委員長をそれぞれ互選した旨の通知がありましたので報告いたします。

地方創生調査特別委員長、槇野章君。地方創生調査特別副委員長、下元真之君。以上の

とおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第14 発委第1号四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

17番議会運営委員長酒井祥成君。

○議会運営委員長（酒井祥成君） 発委第1号。

四万十町議会議長橋本保様。

平成27年3月20日。

提出者、議会運営委員会委員長酒井祥成。

四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例。

四万十町議会委員会条例の一部を、次のように改正する。

第20条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

施行期間は、期日は、1、この条例は平成27年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）付則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第20条の規定は適用せず、この条例による改正前の第20条の規定は、なおその効力を有するということでございます。

提出理由につきましては、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と併せ、地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたことから、第20条を改正するものであります。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本保君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第1号四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

発委第1号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第15 陳情第27-5号高知県全域の過疎化改善に資する陳情、  
日程第16 陳情第27-21号人口減少の抜本的対策を求める陳情書、以上、陳情2議案を一括議題とします。

この陳情議案につきましては所管の総務常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

12番総務常任委員長堀本伸一君。

○総務常任委員長（堀本伸一君） 平成27年3月20日。

四万十町議会議長橋本保様。総務常任委員長堀本伸一。

陳情審査報告書。

本委員会に付託をされた陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

受理番号、陳情第27-5号。付託年月日、平成27年3月11日です。

件名、高知県全域の過疎化改善に資する陳情。

審査の結果は、不採択すべきものと決定をしております。

続きまして、受理番号、陳情第27-21号です。平成27年3月11日、付託年月日であります。

件名、人口減少の抜本的対策を求める陳情書。

審査の結果は、不採択すべきものと決定をしております。

委員会審査経過報告書でございます。

審査日、平成27年3月12日、木曜日です。

場所、東庁舎3階委員会室にて行いました。

陳情第27－5号。

件名は、先ほど申しましたように、高知県全域の過疎化改善に資する陳情でございます。

説明者は、なし。

審査意見として、委員会の意見として、婚活は本町においてもそれぞれの立場で懸命な取組を実施してきたが、期待の成果は見えず、難しい課題である。陳情内容はより煩雑で実行性に欠けると判断をするというような内容で、次のとおり委員会の審査結果といたしました。

審査の結果、不採択。全会一致でございます。反対意見はありません。

続きまして、陳情第27－21号。

件名、人口減少の抜本的対策を求める陳情書。

説明者はありません。

審査意見、委員会の意見として、次のとおりでございます。陳情内容を一定理解するが、少し時代錯誤の感がある。さらに、願意としては、近隣市町村に呼び掛け、共同して政府へ意見書提出を図るものであるため、共同を求める手続にも難があるといったような条件で、次のとおり、委員会の審査結果といたしました。

なお、継続審査にしたらどうかという意見もありました。

審査結果、不採択。賛成多数でございます。反対意見はありませんでした。

以上でございます。ご審議を賜り、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（橋本保君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより、総務常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第27－5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第27－5号高知県全域の過疎化改善に資する陳情を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

陳情第27－5号を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立者ありません。したがって、陳情第27－5号は不採択することに決定しました。

これより陳情第27－21号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第27－21号人口減少の抜本的対策を求める陳情書を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

陳情第27－21号を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立者ありません。したがって、陳情第27－21号は不採択することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第17 陳情第27－2号中学、高校生等の議会見学必修化を求め

る陳情、日程第18 陳情第27－7号家庭内暴力追放のガバナンスに資する陳情、日程第19 陳情第27－8号中、高校児童の図画等の学習指導方法の工夫による創造力活性化に資する陳情、日程第20 陳情第27－9号中、高校生の創造的能力活性等、全体的学力向上等に資する陳情、日程第21 陳情第27－10号中、高校生児童の図工作等の学習指導方法の工夫による創造力活性化に資する陳情、日程第22 陳情第27－14号老人介護施設等職員の幸福に資する陳情、日程第23 陳情第27－15号高齢者の認知症予防等に資する陳情、以上、陳情7議案を一括議題とします。

この陳情議案につきましては所管の教育民生常民委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

6番教育民生常任委員長下元真之君。

○教育民生常任委員長（下元真之君） それでは、陳情審査の報告をさせていただきます。

平成27年3月20日。

四万十町議会議長橋本保様。教育民生常任委員長下元真之。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第27－2号。付託年月日、平成27年3月11日。

以下、全て付託年月日、27年3月11日ですので、よろしくお願いをいたします。

件名、中学、高校生等の議会見学必修化を求める陳情。審査の結果、不採択すべきものと決定です。

受理番号、陳情第27－7号。

件名、家庭内暴力追放のガバナンスに資する陳情。審査の結果、不採択すべきものと決定でございます。

受理番号、陳情第27－8号。

件名、中、高校児童の図画等の学習指導方法の工夫による創造力活性化に資する陳情。審査の結果、不採択すべきものと決定でございます。

続きまして、陳情第27－9号。

件名、中、高校生の創造的能力活性等、全体的学力向上等に資する陳情。審査の結果は、不採択するものと決定でございます。

続きまして、陳情第27－10号。

件名は、中、高校生児童の図工作等の学習指導方法の工夫による創造力活性化に資する陳情。審査の結果は、不採択するものと決定でございます。

受理番号、陳情第27－14号。

件名は、老人介護施設等職員の幸福に資する陳情。審査の結果は、不採択すべきものと決定でございます。

受理番号、陳情第27-15号。

件名は、高齢者の認知症予防等に資する陳情。審査の結果は、不採択すべきものと決定でございます。

それでは審査の経過報告でございます。

陳情第27－2号。

件名、中学、高校生等の議会見学必修化を求める陳情でございます。

説明者はございません。

協議者は、教育民生常任委員会5人と、教育委員会の3人でございます。以下、27－10まで協議者は同じでございます。

委員の意見。陳情件名が中学、高校生を対象にしており、高校生の所管は県教育委員会で、必修化は難しい。これは教育委員会も同じ見解でございます。また、学校個別に社会見学など行っており、内容は大事な視点と思うが、必修化は難しいという意見がございました。

教育委員会の意見といたしましては、学校授業の必修化は難しく、義務付けも難しい。そして、それぞれの学校の中で工夫して対応できるとすれば可能かもしれないが、議会に入りきれない学校もあるなど、細かく考えると、物理的にも無理がある。そして、高校生について、町が審査すべきではない。

以上のようなことから、審査結果は全会一致で不採択でございます。

反対意見はなしです。

続きまして、陳情第27－7号です。

件名は、家庭内暴力追放のガバナンスに資する陳情でございます。

委員の意見といたしましては、家庭の中でのガバナンス、家庭の中をどう管理して治めるかということはどう確認するのかと考えると難しい。また、陳情者の思いは理解できるが、家庭を表彰するのは、そこまで必要か疑問だという意見がございました。

教育委員会の意見といたしましては、家庭の中は見えにくいですが、学校からの基本的生活習慣を身に付けていく取組は行っており、家庭内暴力追放についてはその中でも一定対応していくんだという意見がございました。また、今後とも家庭内暴力については、各関係団体と協議はしていくという意見がございまして、以上のようなことから、審査の結果は全会一致で不採択でございます。

反対意見はなしでございました。

続きまして陳情27－8号です。

件名は、中、高校児童の図画等の学習指導方法の工夫による創造力活性化に資する陳情。

委員の意見といたしましては、陳情件名が中学、高校生を対象にしており、高校生は所管は県の教育委員会であり、判断は難しい。教育委員会も同じ見解でございました。

陳情内容の目隠し学習を通し、創造力向上への陳情者の気持ちは理解ができるが、内容がカリキュラムにも入るため、学校現場との協議も必要となるため、趣旨採択も難しいのではないかと意見がございました。

教育委員会の意見といたしましては、陳情内容の光るところは参考にしていきたいが、現場でそれぞれに工夫して取り組んでいるんだということでもございました。また、義務教育の学習指導要領の中で必要なことは取り組めており、趣旨内容は美術部など、クラブなどでの対応なら可能ではないかという意見がございました。また、目隠し学習ということだけに特化すべきでない。

以上のような意見がございました。

以上のようなことから、審査の結果は全会一致で不採択でございます。

反対意見はございませんでした。

続きまして、陳情27－9号。

件名は、中、高校生の創造的能力活性等、全体的学力向上等に資する陳情でございます。

全体の意見といたしましては、陳情件名が中学、高校生を対象にしており、高校生の所管は県教育委員会であり、判断は難しいという意見でございました。教育委員会も同じ見解でございます。また、陳情内容の創作紙芝居の取組に限らず、学習方法としては面白い面もございましたが、陳情として採択していくのは難しいとの意見がございました。

以上のようなことから、審査結果は全会一致で不採択であります。

反対意見はありませんでした。

続きまして、陳情第27－10号。

件名は、中、高校生児童の図工作等の学習指導方法の工夫による創造力活性化に資する陳情でございます。

委員の意見といたしましては、同じでございますが、陳情件名が中学、高校生を対象にしており、高校生の所管は県の教育委員会であり、判断は難しい。教育委員会も同じ見解でございます。

また、小学校では取り組んでいると。折り紙教育でございますが、小学校では取り組んでいる。中学校でも卒業式前に、式典用のたくさんの折り鶴作りに取り組んだり、それぞれの現場で工夫をしているという窪川中学校の例もございました。

教育委員会の意見といたしましては、学習指導要領に基づき学習指導を行うべきであり、指導要領の範囲内のことは当然取り組んでいるんだという意見がございました。また、よし、やってみようという、特色のある学校として取り組むところがあれば面白いかもしれないけれども、全体として取り組むとなると難しいという意見がございました。また、良い提案だとは思いますが、一つだけの方法での提案であり、現場はそれぞれに工夫して取り組んでおり、全体での対応は難しいと。また、高校生について、町が審査すべきではないとの意見がございました。

以上のようなことから、審査結果は全会一致で不採択でございます。

反対意見はありませんでした。

陳情第27－14号。

件名は、老人介護施設等職員の幸福に資する陳情でございます。

説明者はなしです。

協議者は教育民生常任委員会の5人と、健康福祉課長で協議をいたしました。

全体の意見といたしましては、公的な施設では正職員は労災に入っていないと問題となるので、必ず加入しているんだということでございます。また、臨時職員につきましても、全員が損害保険に入っているということでございました。また、保険会社は各施設が自由に選べるべきであり、陳情内容には無理があるんだという意見がございました。

以上のようなことから、審査結果は全会一致で不採択であります。

反対意見はございませんでした。

最後に、陳情第27－15号であります。

件名は、高齢者の認知症予防等に資する陳情です。

説明者はございません。

協議者は教民委員会 5 人と健康福祉課長でございます。

全体の意見といたしましては、将棋で脳を鍛えよとの陳情内容の思いは理解できるが、職員配置まではできないのではないかとということでございます。また、既にあつたかふれあいセンターでもやっている。また、あつたかふれあいセンターのなかった十和地域にも、今年からあつたかふれあいセンターが設置される。十和の里に設置予定だということでございます。そして、窪川地域の風らつとでは、毎日のように将棋や囲碁をやっており、大会も企画しているようだという意見がございました。そして、また、各地域での宅老所でも、こういった将棋や囲碁といったようなことはやっているところがあるとの認識だということでございます。

以上のようなことから、審査の結果は全会一致で不採択でございました。

反対意見はなしでございます。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

これより教育民生常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第27－2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第27－2号中学、高校生等の議会見学必修化を求める陳情を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

陳情第27－2号を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立者ありません。したがって、陳情第27－2号は不採択することに決定しました。

これより陳情第27－7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第27－7号家庭内暴力追放のガバナンスに資する陳情を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

陳情第27－7号を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立者ありません。したがって、陳情第27－7号は不採択することに決定しました。

暫時休憩します。

午後2時41分 休憩

午後2時41分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより陳情第27－8号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第27－8号中、高校児童の図画等の学習指導方法の工夫による創造力活性化に資する陳情を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

陳情第27－8号を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立者ありません。したがって、陳情第27－8号は不採択することに決定しました。

これより陳情第27－9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第27－9号中、高校生の創造能力活性等、全体的学力向上等に資する陳情を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

陳情第27－9号を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立ありません。したがって、陳情第27－9号は不採択することに決定しました。

これより陳情第27－10号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第27－10号中、高校生児童の図工作等の学習指導方法の工夫による創造力活性化に資する陳情を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

陳情第27－10号を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立者ありません。したがって、陳情第27－10号は不採択することに決定しました。

これより陳情第27－14号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第27－14号老人介護施設等職員の幸福に資する陳情を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

陳情第27－14号を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立者ありません。したがって、陳情第27－14号は不採択することに決定しました。

これより陳情第27－15号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第27－15号高齢者の認知症予防等に資する陳情を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

陳情第27－15号を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立者ありません。したがって、陳情第27－15号は不採択することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第24 陳情第27－3号高知県山間地域の水資源振興に資する陳情、日程第25 陳情第27－4号地産他消、東南アジア市場開拓を志向、職員の海外研修派遣を求める陳情、日程第26 陳情第27－6号県外からの画期的収益獲得、地域全体の経済活性化、稼げる地方自治体に資する陳情、以上、陳情3議案を一括議題とします。

この陳情議案につきましては所管の産業建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

13番産業建設常任委員長槇野章君。

○産業建設常任委員長（槇野章君） 平成27年3月20日。

四万十町議会議長橋本保様。産業建設常任委員長槇野章。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第27－3号。付託年月日、平成27年3月11日。

高知県山間地域の水資源振興に資する陳情。

審査の結果、不採択とすべきものと決定しました。

受理番号、陳情第27－4号。付託年月日、平成27年3月11日。

件名、地産他消、東南アジア市場開拓を志向し、職員の海外研修派遣を求める陳情。

審査の結果、不採択とすべきものと決定しました。

受理番号、陳情第27－6号。付託年月日、平成27年3月11日。

件名、県外から画期的収益獲得、地域全体の経済活性化、稼げる地方自治に資する陳情。

審査の結果、不採択とすべきものと決定。

審査結果を報告します。

陳情第27－3号。

件名、高知県山間地域水資源振興に資する陳情。審査の結果、不採択です。全会一致です。

委員の意見を下のほうにまとめております。山間に位置する本町にとっては、豊富な水を資源とする振興策は重要であるが、水利権、資金運用等、クリアすべき諸問題が多くあるので、取り組むのは無理があるということで、反対意見なしです。

陳情第27－4号。

件名、地産他消、東南アジア市場開拓を志向、職員の海外研修派遣を求める陳情。審査の結果、不採択です。全会一致です。

一部の内容は一定理解するが、全容を見ると採択に至るのは難しいということです。

反対意見はなしです。

陳情第27－6号。

件名、県外から画期的収益獲得、地域全体の経済活性化、稼げる地方自治体に資する陳情。審査の結果、不採択です。全会一致です。

観光キャンペーンを主体とする項目については、町単位で取り組むのはなじまない規模であり、むしろ県に陳情すべき内容である。

反対意見はありません。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これより産業建設常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより陳情第27－3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第27－3号高知県山間地域の水資源振興に資する陳情を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

陳情第27－3号を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立者ありません。したがって、陳情第27－3号は不採択することに決定しました。

これより陳情第27－4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第27－4号地産他消、東南アジア市場開拓を志向、職員の海外研修派遣を求める陳情を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

陳情第27－4号を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立者ありません。したがって、陳情第27－4号は不採択することに決定しました。

これより陳情第27－6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第27－6号県外からの画期的収益獲得、地域全体の経済活性化、稼げる地方自治体に資する陳情を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

陳情第27－6号を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立者ありません。したがって、陳情第27－6号は不採択することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第27 発委第2号「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書、日程第28 発委第3号「公契約条例の制定」を求める意見書、日程第29 発委第4号合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書、以上、3議案を一括議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

12番総務常任委員長堀本伸一君。

○総務常任委員長（堀本伸一君） それでは発委第2号。

平成27年3月20日。

四万十町議会議長橋本保様。提出者、総務常任委員長堀本伸一です。

「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書となっております。

内容については陳情書のほうと同等でありますので、割愛をさせていただきたいと思っております。

1、最低賃金を大幅に引き上げるための施策を早急に投じること。

2、地域間格差是正をするため、全国一律の最低賃金制度を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月20日。

高知県高岡郡四万十町議会。

意見書の宛先は、衆議院議長町村信孝様、参議院議長山崎正昭様、厚生労働大臣塩崎恭

久様。中央最低賃金審議会会長仁田道夫様、高知県地方最低賃金審議会会長川田勲様、高知労働局長伊津野伸之様となっております。

続きまして、発委第3号。

平成27年3月20日。

四万十町議会議長橋本保様。提出者、総務常任委員長堀本伸一です。

「公契約条例の制定」を求める意見書。

以上の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

「公契約条例の制定」を求める意見書ということでございます。

内容については、先ほど同様割愛をさせていただきます。

1、国と県は、労働者の適正な賃金確保と地域企業の活性化と後継者育成の観点から、公契約条例の制定に向けた施策を講じることでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月20日。

高知県高岡郡四万十町議会。

宛先は、衆議院議長町村信孝様、参議院議長山崎正昭様、内閣総理大臣安倍晋三様、経済産業大臣宮沢洋一様、国土交通大臣太田昭宏様、総務大臣高市早苗様、農林水産大臣林芳正様、高知県知事尾崎正直様であります。

引き続きまして、発委第4号。

平成27年3月20日。

四万十町議会議長橋本保様。提出者、総務常任委員長堀本伸一です。

合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書。

以上の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書でございます。

内容については割愛をさせていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月20日。

高知県高岡郡四万十町議会。

宛先は、衆議院議長町村信孝様、参議院議長山崎正昭様、内閣総理大臣安倍晋三様、総

務大臣高市早苗様、財務大臣麻生太郎様。

以上でございます。ご審議を賜り、ご決定をよろしくお願いいたします。

○議長（橋本保君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第2号「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書を採決します。

発委第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立多数です。反対者、4番緒方正綱君、6番下元真之君、11番下元昇君、14番武田秀義君、15番中屋康君。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第2号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

これより発委第3号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第3号「公契約条例の制定」を求める意見書を採決します。

発委第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第3号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

これより発委第4号合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書を採決します。

発委第4号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第4号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第30 発委第5号政府による米価対策を求める意見書、日程第31 発委第6号農協改革など、「農業改革」に関する意見書、日程第32 発委第7号TPP交渉に関する意見書、以上、発委3議案を一括議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

13番産業建設常任委員長槇野章君。

○産業建設常任委員長（槇野章君） 発委第5号。

平成27年3月20日。

四万十町議会議長橋本保様。提出者、産業建設常任委員長槇野章。

政府による米価対策を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

意見書はお手元に配付しておりますので、要約して申し上げます。

政府による米価対策を求める意見書。

価格の暴落と流通の停滞の原因は、過剰米にあることが明らかなです。過剰米の市場隔離を官民挙げて実施するなど、米穀の需要調整に直ちに乗りだし、米価の回復を図ること。米直接支払交付金の半額措置と米価変動補填交付金の廃止を撤回し、農家の経営安定対策を図ることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月20日。

高知県高岡郡四万十町議会。

内閣総理大臣安倍晋三様、農林水産大臣林芳正様。

発委第6号。

平成27年3月20日。

四万十町議会議長橋本保様。提出者、産業建設常任委員長槇野章。

農協改革など、「農業改革」に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

農協改革など、「農業改革」に関する意見書。

農政改革は安全・安心な食料を生産する、環境に優しい農業を進め、国連も推奨する小規模家族農業経営者を育てることを旨とし、食料自給率の向上を目指すような改革を柱にすること。一般企業の農地取得の道を開く農地改革法や農業委員会の公選制などの廃止は決して導入しないこと。協同組合としての農協の改革については、農協自身による改革を尊重し、法的な措置による強制はやめることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月20日。

高知県高岡郡四万十町議会。

内閣総理大臣安倍晋三様、農林水産大臣林芳正様。

発委第7号。

平成27年3月20日。

四万十町議会議長橋本保様。提出者、産業建設常任委員長槇野章。

TPP交渉に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

TPP交渉に関する意見書。

政府はTPP交渉に関する国会決議を順守するとともに、守れない場合は交渉から撤退することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成27年3月20日。

高知県高岡郡四万十町議会。

内閣総理大臣安倍晋三様、農林水産大臣林芳正様。

以上でございます。

○議長（橋本保君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第5号政府による米価対策を求める意見書を採決します。

発委第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第5号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

これより発委第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第6号農協改革など、「農業改革」に関する意見書を採決します。

発委第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第6号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

これより発委第7号TPP交渉に関する意見書を採決します。

発委第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本保君） 起立全員です。したがって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第7号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第33 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議員派遣が議決されました。派遣内容を損なうことのない範囲において、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、派遣内容の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（橋本保君） 日程第34 閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、地方創生調査特別委員長から常任委員会、特別委員会において審査・調査中の事件及び各常任委員長から所管事務の調査について、また、議会運営委員長から

所掌事務の調査事項について、会議規則第75条の規定によりお手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がっております。

お諮りします。

総務常任委員長、地方創生調査特別委員長及び各常任委員長と議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本保君） ご異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長、地方創生調査特別委員長及び各常任委員長と議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

ただいまから暫時休憩します。

午後 3 時11分 休憩

午後 3 時26分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第 1 回四万十町議会定例会を閉会します。

午後 3 時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規程によりここに署名する。

平成    年    月    日

四万十町議会議長

平成    年    月    日

四万十町議会議員

平成    年    月    日

四万十町議会議員